

令和3年第4回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 （1日目）令和3年12月13日 午前9時 （3名／6名中）

（2日目）令和3年12月14日 午前9時 （3名／6名中）

順番	質問者	通告方式	質問内容
1	松木 豊年	一問一答	①元職員の不祥事について （町長、担当課長） ②ゆとりの丘公園の遊具破断事故について （町長、担当課長） ③天啓交差点の交通事故の状況、その後の対策等について （町長、担当課長）
2	志村 和浩	一問一答	①多気町の空家等対策について （町長、担当課長） ②学校給食への有機農産物利用について （町長、教育長、担当課長）
3	田牧 正義	一問一答	①クリスタルタウン工業団地の進捗状況について （町長、副町長、担当課長） ②地域生かす広域連携について （町長、担当課長） ③空き家等対策計画について （町長、担当課長） ④勢和振興事務所・等改築事業について （町長、担当課長）
4	木戸口勉幸	一問一答	①農業の担い手の現状と課題について （町長、担当課長） ②多気町におけるデジタル化の推進について （町長、担当課長）
5	山際 照男	一問一答	①全国学力・学習状況調査について （町長、教育長、担当課長） ②職員の募集について （町長、副町長、担当課長）
6	坂井 信久	一問一答	①来年度以降の公共交通の計画について （町長、副町長、担当課長） ②公職選挙法に基づく公職選挙の投票率向上について （町長、担当課長）

(12月13日9時00分)

(5番 松木 豊年 議員)

○議長(前川 勝) 1番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

5番、松木議員。

○5番(松木 豊年) 5番、松木豊年です。一般質問を行わせていただきます。

一問一答方式で、1番目、元職員の不祥事について、2番目、ゆとりの丘公園の遊具破断事故について、3番目、天啓交差点の交通事故の状況その後の対応等について、以上3点について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

1点目の質問に入ります。11月10日、津地方裁判所は詐欺などの罪に問われていた多気町の元職員の判決を言い渡しました。ここでは判決の中身について、あれこれ質問をするのではなく、再発防止などについて・・・

○議長(前川 勝) もうちょっとマイクを下げていただけますか。

お願いします。

○5番(松木 豊年) ええ、ここでは判決の中身についてあれこれ問うのではなく、再発防止についてどういうふうにかえたらいいのか、具体的な防止策の策定などについて資するものになればと思ひまして、質問をさせていただきます。報道の中身についても、もう既に多くの方がご承知のことですので、具体的な質問項目に入らせていただきます。第1点目ですが、町長はこれら一連の不祥事に関して6月10日付で職員の懲戒処分についてというコメント、そしてさらに6月30日付で多気町元職員による不祥事について(続報)と、2回に渡ってコメントを発表されております。6月10日付のコメントでは、当該職員を4月22日付で懲戒免職の処分にしたことをはじめ、不祥事の概要や管理監督責任等を明らかにしておられます。そしてさらに6月30日付の続報では、「多気町元職員による不祥事について(続報)」というタイトルで、公表されておりますが、報道機関及び関係者様として同日付で元職員が逮捕されたことを受けて、6月10日の記者会見時に一部を公表を控えていた内容があった

として追加した中身も公表されております。この続報では、事件の概要について次のように述べておられます。ふるさと納税や観光振興に関わる返礼品パンフレット、新聞用折込チラシ、寄付者への礼状や町観光パンフレット等の発注を名目に本町から金を騙し取ろうと考え、町外の印刷会社に対して令和2年8月頃から令和3年3月頃までの間、合計8回に渡ってこの印刷会社にパンフレット等の発注を行う旨を記載した会計伝票を作成し、決裁権限者に公金支出をさせたいえ、本町から印刷会社へ合計501万4658円を振り込ませ、その都度直ちに印刷会社に発注を取り消して返金を求め、元職員の個人名義口座に振込入金させていたものであると、いうふうに事件概要では説明をしておられます。

一方、9月23日付の中日新聞で報道されましたけれども、元多気町職員3度目の起訴として報じられておりますけれども、観光施設の維持補修、原材料費に関わる不祥事についての町長の見解は未だ示されておられません。これまでと同じように見解を示すべきだと考えますが、改めて、この見解について示していただくことを求めます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの松木議員の質問にお答えさせていただきます。町長の見解につきましては、9月24日の、9月定例会終了後の議員懇談会の中で事件の経緯とともに町長から再発防止への取り組みについて、言及をさせていただいております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 議員懇談会の場で、町長も当日の朝の新聞報道で事件を知ったというふうに前置きをされて、いくつか何点かにわたって述べられたということは承知しておりますが、これまでの2回のコメントに比べて事実の経過とかですね、なぜこのようなことが行われたかについての分析や再発防止策にわたっての見解が示されていないと思います。私が求めたいのは、そういっ

た中身について、見解を示すべきだというふうに考えるものでありますが、2点目の質問に関わりますので、続けて質問させていただきます。

報道によればですね、原材料費の3回に渡って前払いで町から現金66万円を騙し取ったというふうにされております。ここで言われている前払いというその制度、このことについて、改めて説明を求めるものであります。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） この中日新聞の記事につきましては、役場が直接取材を受けたものではございません。おそらく検察の発表内容を記事にされたもので、どのような経緯で前払いとの表現になったのか分かっておりません。前渡資金という会計手続を使って詐欺などを行ったものです。この件につきましても、9月24日の議員懇談会で説明させていただいております。ただし、先ほど言われました前払金についてですけれども、役場の中では、例えば県外へ公用車を使って出張する場合、ガソリン代とか駐車代などを前もって負担行為をして預かっていきます。そして終了後に収支報告書、それで証拠書類を提出して資金の精算を行うというのが、本来の前払いでございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 前払いというのは、対業者や相手との関係で、先にお金を支払わせるための制度で、議員懇談会でもご説明いただいている前渡金という言い方をしております。ただこれ会計上は今副町長もおっしゃったように、前渡資金という用語で定義されておられると思います。今いくつか出張の際のいわゆる仮払的な形で、お金を前もって渡すということの例が挙げられておりましたけれども、問題は、この事案でなぜこの制度が適用されたか、これは会計処理場ですね、厳密な運用が求められると思いますが、その適切な運用がされたのかどうかについて改めて伺いたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 適切な運営をされておると思ってこちらのほうは出資、金を支払って出させていたでいておるといことございす。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） なぜ適切な運用がされていたというふうに判断をされたのか、その根拠を求めているわけです。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林会計管理者。

○会計管理者（小林 真一） 失礼します。私のほうからお答えさせていただきます。松木議員言われましたこの制度につきましては、一般的に切手や証紙等で請求書払いができない時に使用するものになってます。農林商工課としてはその件について請求書払いができないものとして支出命令書を決裁したものだと思われす。私ども会計課といたしましては、支出命令書に前渡資金請求書が添付され必要な決裁行為がされておりましたので、審査のうえ問題ないと判断し、農林商工課長を資金前渡職員として執行したものでございす。以上でございす。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 資金前渡っていうのはですね、公金、税金を職員に前もって渡して、それで支払いに充てさせるということですから、その使い道や誰に渡すかについて一点も曇りもないような形で処理されなければならない。もちろん、他の会計処理も当然であります、一般的な取引やその資金の資質についてよりも、より厳密な運用が求められているわけでありす。このことは、地方自治法の232条の4項、5項で厳密に定められておりまして、17項目ぐらゐの資金前渡をする場合の規定がされておりす。今回、その17項目のどの項目に該当して資金前渡したのか、その判断の根拠を求めたいと思ひす。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林会計管理者。

○会計管理者（小林 真一） ただいまの松木議員の質問にお答えさせていただきます。おっしゃるとおり、地方自治法の施行令で資金前渡が定められております。大元のほうは地方自治法のさっきおっしゃいました 235 条の、すみません、申し訳ないです。はいすみません。232 条の 5 の 2 です。そして、地方自治法の施行令で 161 条で資金前渡が定められております。その中で第 3 項、前 2 項の規定による資金すみません、17 号です。申し訳ございません。前各号に掲げるもののほか、経費の性質上、現金支出をさせなければ、事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で、地方公共団体の規則で定めるものとして規定されております。この号に適合、この号に照らし合わせ、私どもが判断いたしました。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） 先ほど副町長がおっしゃったその出張の時に、ガソリン代とか駐車料金代というのは、この地方自治法の施行令の 161 条資金前渡の規定であります（2）の遠隔の地又は交通不便の地域において支払いをする経費に該当するかと思われませんが、今会計管理者がおっしゃっていただいたのは 17 号に該当するということであります。で、この 17 号は必要な経費、支障を及ぼすような経費で、地方公共団体の規則で定めるものに該当するわけで、この規則とは多気町の会計規則の資金前渡の第 35 条に該当するものと思われませんが、その中身でよろしいでしょうか。もしそうであるならば、この資金前渡の 37 条、多気町の会計規則 37 条のどの号に該当して判断をしたのか、このこのことについて併せて説明を求めたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林会計管理者。

○会計管理者（小林 真一） 松木議員の質問にお答えさせていただきます。多

気町の会計規則では 35 条で資金前渡のことが定められております。その中の 4 号につきまして、その他町長が必要と認める経費っていう項目がございますので、この場合、これに当たったんだと思われま。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） 私はあの町長に見解を求めたのは、これに該当するのであれば、町長自身がなぜその前渡資金を認めたのかについて説明が必要だと。この町長の説明なしに、この支出はされなかったというふうに思いますが、町長いかがでしょうか、見解を求めます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 私に回されましたけども、私のほうへは決裁はまわってないんです。金額的な事につきまして。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） そうすると、町長の決裁なしで行われた支出だというふうに理解してよろしいですか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） これまでも説明させてもらってますように、課長の決裁、副町長の決裁、町長の決裁ということで、町長に対しては 500 万円以上につきましては町長のほうへ決裁が回ってきますけれども、私のほうへは、また副町長のほうへも決裁は回って来ておりません。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） それでは、この多気町の会計規則そのものが十分に徹底されてなかったというふうなことでの理解でよろしいですか、この案件につい

ては。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林会計管理者。

○会計管理者（小林 真一） 松木議員の質問にお答えさせていただきます。多気町では決裁規程というのを設けておりまして、課長の専決事項が 50 万円以下。50 万円以下につきましては、課長の専決事項として定められておりますので、このような処理になったということでございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今の説明では、前渡資金についての特別な地方自治法の規定や、それに関わっての多気町の会計規則を定めていることの意味が全くなくなってしまいます。それらも含めて、再発防止について研修やコンプライアンスの徹底を掲げておられますけれども、この法の趣旨を徹底させることも含めてですね、町長自身も「下に任せているからいい」んではなくて、町長自身が認めなければ執行されない、こうした会計規則が実際に行われたわけですので、町長自身の責任についても猛省を促しておきたいと思えます。次の質問に移りたいと思えますが、最後に改めて再発防止への決意、今後の対策について簡潔な説明を求めたいと思えます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 今回の事件により、関係者の皆様へ、ご迷惑をお掛けしたことにつきましても、改めてお詫び申し上げますと共に、これまでも議会へ説明させていただいておりましたが、再発防止に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 次の質問に移ります。2点目の、ゆとりの丘公園の遊具

破断事故について、伺います。ちょっと資料を画面で映させていただきますが、よろしいですか。

○議長（前川 勝） はい。

○5番（松木 豊年） 10月7日に、ゆとりの丘公園のコンビネーション遊具の吊りタイヤに保育園児3人が乗って遊んでいたところ、チェーンの破断事故が発生しました。なぜ、このような事故が起こってしまったのか。そして、2度とこういう事を繰り返さないためには何が必要なのか。このことを求めて質問をさせていただきます。

ちょっと見づらいですけれども、振興事務所宛てに、遊具の定期的な管理保守点検をされていた会社から提出された最初の事故の報告書であります。どんな事故だったかについて、今、説明をしたいと思います。コンビネーション遊具の吊りタイヤチェーンが切れたところ、これ写真で示しておりますが、3本のチェーンのうち1本が切れて破断してなってしまったという、そういう状況であります。このタイヤに3人の園児さんが乗って遊んでいたところ、切れてしまったということであります。

最初に質問します。事故の発生を町民の皆様にごどのようにお知らせしたのか、経過について説明をしてください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林勢和振興事務所長。

○勢和振興事務所長（小林 悟） それでは松木議員のご質問にお答えいたします。10月7日の木曜日の夕方5時半前でございます。ゆとりの丘の遊具で子供が怪我をしたと通報を受けまして、私と担当が現地に出向き、状況を把握するとともに、怪我をされた園児と保護者の方、また一緒にブランコに乗っていた園児および保護者の方々に謝罪をいたしました。聞くところによりますと、保育園児3名がタイヤ付きブランコに乗って遊んでいたところ、1本のチェーンが切れ園児1名が転倒し、左肩から左肘にかけて強打したということでございます。翌朝、事故のあった複合遊具にバリケードを置き、トラロープを張

り、遊具を使用できないようにし、並行して、遊具の一部を使用禁止しますという内容でホームページとLINEを流しました。それからさらに、怪我をされた園児のご自宅と、一緒にブランコに乗っていた2名のご自宅に電話をかけ、保護者の方と話し、体の具合を聞かせていただくとともに、再度謝罪をいたしました。それから11日月曜日、遊具点検業者とともに怪我をされた園児のご自宅を訪問し、事故が起きた原因等を説明させていただくとともに、再度謝罪をさせていただきました。その後、事故の経過や原因を盛り込んだ内容で、遊具の一部使用禁止についての文書を作成し、13日町内全保育園、全小学校を周り園長先生、校長先生に経過を説明し、全保護者に文書を手渡していただくようお願いをいたしました。それと並行して、同じ内容でホームページ、LINEでも周知をさせていただいたところがございます。以上です。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） あの最初の翌日のLINEで、ゆとりの丘の遊具の使用禁止についてという最初の町民の皆さんへの連絡の中身ですけれども、私、保護者の方にも直接お会いして、いろいろお話を伺いましたけれども。この時にはですね、事故が起きたとか遊具が破断、遊んでいる時にそうした事故が起きたということは一言も触れられてなくて、とにかく当分、遊具点検のために当分の間、ゆとりの丘の遊具の一部を使用禁止としますという連絡だけなんです。で、このことに対して非常に不信感を持っておられるということがよく分かりました。事故が起きたということについて、やはり責任を感じているのかということ、すごく思ったわけでありまして。その後、おっしゃったように、保育園やその小学校の園児さん、児童宛てに事故があったということも含めて、13日付の文書で渡していただいたということですが、初動の対応というのが非常にこの問題の起きたということをお知らせするのが不十分だったというふうに改めて思いました。これは今後の対応についても、非常に教訓としなければいけないと思います。

そして次にお伺いしますが、当該遊具はですね、業者に年3回の定期点検を委託しておられたというふうに伺っています。そして、6月に定期点検が終わったばかりの遊具であります。それが切れてしまったわけですので、一体どうなってるんだということが非常に不信感としても出てくるのは当然のことです。その報告書の写しを頂戴しましたので。吊りタイヤのEDリンクってというのが点検項目としてありますが、7.7、6.7というふうにちょっと数字があれですけど、EDリンク 7.7、6.7 という数値が表示されていますが。これで判定基準はAで問題ないという判定だったわけですが、なんでこういう判定がAなのに切れてしまったのか、業者の方はどういうふうな見解を持っておられるのか、また担当したその振興事務所、どのように考えておられるのか、お考えを聞かせてください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林勢和振興事務所長。

○勢和振興事務所長（小林 悟） まずあの、始めの松木議員のですね、まあ確かに事故がありました翌朝流したLINE、ホームページではですね、事故のことには触れておりません。このゆとりの丘はですね、町外の保育園や小学校からも遠足などでよく利用されます。私どもといたしましては、まずは一刻も早くですね、明日から遊具が使えないと、そういったことをですね、利用者の皆様に強調して周知したかったと、そういった思いがございます。その後ですね、日をおいて2回目のLINE等々でですね、文書それも含めてそういう運びとなったわけでございます。また、8日の時点ではですね、事故の原因を調査中ということでしたので、まあ原因が判明してから事故の詳細を掲載したいと、まあそういった思いもございまして、まずはこの内容でというふうな判断をいたしました次第でございます。

あと、6月の点検ではですね、確かに壊れたタイヤ付きブランコはまあA判定ということでございまして、わずか3カ月でこのような事故が起きた事につきましては、怪我をされたお子様をはじめ、ご家族の皆様、更には今までです

ね、安全に遊んでいただいております利用者の皆様に、ご心配をおかけすることになりまして、本当に申し訳なく思っております。点検業者からはですね、今回の事故はチェーンの摩耗により破断したということで、まあうちの点検のミスやというふうなことでございまして、お詫びと、今後このようなことがないように努めていくと、そういった文書をいただいております。

多気町といたしましてもですね、今回の事故を重く受け止め、怪我をされたお子様へのケアはもとより、点検業者へ今まで以上の指導、また点検内容の更なる精度を求めていきたいと考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 次の項目にも関わる答弁をいただきましたので、少し省略をしたいと思います。この 7.7、6.7 というのは私も業者に直接説明を求めて聞かせてもらいました。ノギスで測って直径が 7.7、正常なところは 7.7、摩耗しているところは 6.7 なので、摩耗率がまだ安全な範囲だという説明でした。ただし、測ったところが間違ってたって言うんですよ。摩耗してないところを測っちゃったんじゃないかっていうふうに言ってるわけですから、もう基本的なミスなんですよ。聞いてみると。そういう基本的なミスを起こさないようなことを業者任せにしないで、場合によっては業者を変えることも含めてですね、厳密な契約をきちっとやるとともに、その業者に対してもきちんとその仕事をやってもらっているかどうかをダブルチェックで町としてもとっていることが、他の遊具についても同じようなことが必要だと思いますので、ぜひそういう方向での具体策を求めたいと思います。

大きな 3 番目の質問に移ります。天啓交差点の問題です。6 月の一般質問でも対策を伺いました。その直後にも、事故が起きたということも聞いております。その後の事故の発生状況や安全対策の実施状況、信号機の設置に向けた取り組みについて、説明を求めたいと思います。

○議長（前川 勝） 松木議員。このゆとりの丘の 3 番 4 番は先程の・・・。

○5番（松木 豊年） 先ほど申し上げたように、今後の対策についてはもうすでに言っていましたので、3番目、4番目は以上で結構です。

○議長（前川 勝） ちょっと待ってください。何か確実に話ししておきたいことは？

あると。よろしい？松木議員、じゃあちょっと答弁。

伊藤副町長、答弁をお願いします。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほど、4点目なんですけれども、町といたしましては、ゆとりの丘の遊具の事故を受けて、遊具を管理している関係課の福祉課及び建設課、教育委員会の遊具を点検していただくよう、最初に指示をさせていただいております。保育園では園運営基準に日々の日常点検が義務付けられており、まあ松木議員聞かれたと思うんですけれども、毎日目視による点検や遊具の利用する時には、濡れている場合拭き取って点検をしておるということがございます。建設課におきましても、天啓公園遊具点検を目視により10月15日に実施をし、異常ございませんということをお願いしております。ただ、その時に修理業者来ておりましたので、各ボルトの締め方の点検をさせていただいたということがございます。

今後の対策といたしましてですけれども、遊具の安全管理に関する基準に基づいて、日本公園施設協会に認定されたSP表示認定企業に委託をしていきたいと思っております。また、学校の遊具につきましては、管理職の方に月一回目視による点検をしていただくように、12月の3日の校長会の時をお願いをさせていただいて、していただくということがございます。他の遊具につきましても、担当課、関係課で一応目視による点検をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。併せて、ゆとりの丘公園のその遊具は十分に使えるようになるかどうかについても、予備費を使って補修を

していただいているということを伺っておりますけれども、まだ2カ月たっても元のような使える状況になっておりません。子供たちやその保護者にとって非常にこの2カ月間のブランクっていうのも非常に切実なものでありますので、一日も早くですね、補修が終えて、少なくとも元どりの状況に戻すように強く求めておきたいと、あの要望がありますので求めたいと思います。

そして伺ったところによりますと、放課後児童クラブがあそこで、移ってきたことによって、あそこで同時間帯で遊ばれる子供さんの数が増えているということでもあります。保育園児やその小学生も一緒に遊んでいることで危険性も増しているというふうなことも伺っていますので、それらも含めて総合的な対策をですね、今後練っていく必要があるかと思えます。すみません、追加しての答弁いただきましたので、併せて発言させていただきましたけれども、大きな3番目の質問にお願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） それでは、交差点の件で当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） それでは、私のほうから天啓交差点関連の質問に対してお答えさせていただきます。まず6月の一般質問の際に、平成28年から令和3年4月末で事故の件数は5件と報告をさせていただきました。その後、令和3年11月末時点で、新たに4件が発生しております。幸いにして死亡事故は発生しておりません。

続きまして、安全対策の件でございます。安全対策としまして、松阪警察と現地立会いを行い、対策方法等を確認し、町のほうで11月の15日から25日にかけて交差点注意の看板を10本設置しました。併せて相可方面からと神坂方面から交差点に向け、ランプをそれぞれ5箇所追加設置しました。現在それぞれ合計10箇所となっております。また、交差点周辺の白線を今後引く予定でございます。

3つ目の信号機設置に向けた取り組みについてですが、6月の議会終了後、7月14日付で信号機設置の整備依頼文書を提出しております。また、9月13

日に発生した事故を受けて、翌日付で再度、信号機設置の要望書を提出しております。その後も口頭になりますが、交通安全運動期間の出発式や、松阪警察との協議や相談の場でお願いをしております。継続して要望し、少しでも早期に信号機設置が実現できるよう働きかけ続けます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） すいません。あの5箇所設置したっていうのはちょっと聞き取れない、あの何を5箇所設置されたのかちょっと。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、すみません。ハンプと言いまして、いわゆるゴトゴトゴトゴトと、車で走ればゴトゴトゴトとなるのを以前まで5箇所あったのを5つ追加して合計10箇所にした次第です。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。あの、聞くところによりますと、前回の質問を私させていただいて、新聞では町長も議員も信号機の設置は必要だという事を1面で報道されたり、2回その後も信号機設定について要望出しているということですけども。多気郡選出の県会議員さんお二人ともこれが必要だねっていうふうに言うておられるというのを伺っていますので、ぜひ違ったチャンネルで、例えば知事にも直接お願いをするとか、そういったチャンネルを増やしてですね、一日も早く実現できるように、私自身も頑張りたいと思います。ぜひ、議会あげて、当局挙げて一丸となって実現できるようになったらいいなと思います。以上述べて質問終わります。

○議長（前川 勝） 以上で、松木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩を取ります。再開は10時からということで、よろしくお願いたします。

(2番 志村 和浩 議員)

○議長（前川 勝） 再開します。

2番目の質問者、志村議員の質問に入ります。

2番、志村議員。

○2番（志村 和浩） 2番、志村和浩、一般質問をさせていただきます。質問は一問一答方式で、事項は2点でございます。1つ目は多気町の空き家等対策について、2点目は学校給食への有機農産物利用についてでございます。

では1点目からさせていただきます。

人口減少が引き起こす様々な課題の中に空き家の増加があります。すでに多気町議会においても空き家対策についての一般質問が繰り返し行われていまして、多気町空き家等対策の推進に関する条例に基づき、今年2月には空き家等対策を効果的かつ効率的に推進するために多気町空き家等対策計画が作成され、基本的な方針について定めています。しかし実際に現場対応をどこまで進めることができるのか懸念される声も聞かれます。

他市町においても様々な施策が検討され実行されていますが、未だ正解は無く試行錯誤の状況です。とはいえ、空き家問題は、いつ近隣住民の安全や健康衛生に被害を及ぼすか分からないという待ったなしのケースもありますので、迅速に問題解決を図らなければなりません。

そこで多気町の空き家等の対策についてお尋ねします。1つ目、まず現在の空き家等対策に関する進捗状況についてです。令和元年度に各区長からの空き家情報を収集し、令和2年度に現地確認を実施した結果が空き家等対策計画書に明記されていますが、それによりますと空き家とみなした戸数は381戸となっています。これらは平成29年度調査のような総合評価についての記載がありませんが、それらの状況と適切に管理されていない空き家等についてどのように把握されているのか伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。空き家自体は個人の所有物であり、勝手に中には立ち入ることができません。建物の外観だけ良くても、中の畳が抜けていたり、天井が腐っていたり、野生動物の住処になっていたりと、詳しい評価ができません。令和2年度の調査は区長からの情報と担当課が持っている情報をもとに敷地内には入らず、外観のみで判断しました。判断内容は、庭の手入れ状況や軒の状態、外壁などの傷み具合を確認しております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 平成29年度の総合評価を見ますと、5段階に分けて明記がされてございますが、その辺についてですね。この新しく令和2年度の調査の結果については、現在はどのようになっていますでしょうか。お聞かせください。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 実際の令和2年度に調査した結果なんですけども、あのちょっと先ほどお答えしたように、中に入っていないため、あのまあ私の見解で言いますと、外壁は本当にすごく綺麗なんです。で、あるその所有者さんと直接お会いしたときは、一度ここ住めるんでしょうか？って確認をしたら、外面はいいんですけど、やはり中が、もう畳とかが非常に悪くて、もう住める状態じゃない、ということは何軒か聞かしてもらいました。ですので、令和2年についてはこういうこの評価っていうのが住めるか住めないとか、まあそういう形の評価はしておりませんので、ほとんどがなかなか住みにくいんじゃないかなあっていう判断で、私は思っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 平成 29 年度の表を見ますと、特にですね、この4段階目の破損が著しく倒壊の恐れがある、そして5つ目で上記の上で倒壊した場合には、隣地の影響があるというランクに当てはまる戸数が平成 29 年度で合わせて 10 戸あるということで表示ございましたが、令和 2 年度でですね、そういった評価がされていないということは、この 10 戸が増えているのか減っているのが現時点で分からないと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 実際、29 年度につきましては、調査件数が 56 件という形です。令和 2 年につきましては 380 何件という、まあ件数が違いますし、実際、またこの後に出てくるんですけども、あの専門的な目でっていうのも、今年度ちょっと調査を行っております。ですので、やはり担当課としてはやはり素人目という形になると、誤解を招く可能性もありますので、今後そういう調査を今から行っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） この後の質問に関連するんですが、区長の情報と執行部の方々がお持ちの情報を基に現地を回られたということなんですが、この作業に費やした時間というのは、だいたい結構なんですが、どれくらいなもんなんでしょう。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 確か去年は夏ですね。で、だいたい7月ぐらいから動き始めまして、約3カ月ぐらい。で、半数は建設課の職員だけで行いましたので、3班で全てを回りました。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） あのまあ総合評価については、現時点ではなかなか難しく、専門的な要素もあるということと、それから今お答えいただいたように、外見からの判断をするだけでもですね、確認する作業でも3班に分かれて、建設課の方々職員がそれだけの月日をかけてですね、やらなければならないということが分かりました。その上でですね、次に入りたいというふうに思います。

丸2でございます。適切に管理されていない空き家等は、そのまま放置すれば倒壊の恐れや地域住民の衛生上有害となる恐れがあります。空家等対策計画書では、こうした空き家を特定空家等と位置づけ、特定空家等の認定は多気町空家等対策推進協議会で意見を求め、町長が決定する、としています。町内の特定空家等について現状を伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、ただいまの質問にお答えします。現在、地域住民や区長様から倒壊の恐れがあり、近隣の家が危険にさらされているなどの苦情などは、連絡は一切入っておりませんので、特定空家等に該当する物件は今のところございません。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 今お答えいただいた中に、主に区長からの情報ということもことごとくご答弁いただきましたけども、これは執行部の方々の調査ということはその中に踏まえての結果は無い、あくまで地域、字からの情報をもとにそういうことを判断されるのでしょうか。その辺だけちょっとお伺いします。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 先ほどの質問にお答えします。空き家というものは、やはり最終的には全体で地域で皆さんで無くしていこうっていう方針で、私も行っております。ですので、最初の調査の件数につきましても、区長さんに

お願いをして、区長さんからの要望で私らも現場を回っています。ですので、やはり区長様が色々ご相談を地域の方らにさせていただいて、そこから私どもへ来ていただくという方針で行っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） この質問の中に、その推進協議会ということもお尋ねしましたけれども、これまでに推進協議会は開催はされているのでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 令和2年度に開催を始めて作りまして、秋ぐらいに作りしましたので、それで令和2年度の年度末に1回開催をしました。今年度も、今の状況等を鑑みて、今年度末にまたもう1度再開をするつもりでおります。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） この空家等対策推進協議会ですが、開催の条件等を見る限り、どこにも明記が無かったんですが、その定例的に行われるものですね、含めてどういう条件であればこれが開催されるのが、ちょっとお聞かせください。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） この推進協議会につきましては、まあ今後、その特定空家がもし発生した場合は突発に開催をいたします。で、その他、今の状況、今年どういうことしたかっていうまとめとか結果等を、年度末に年1回ほど開催する予定で考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 実は、この質問を私が行う理由としてですね、1つは、私が暮らすの地元のほうでもですね、こういった空き家に困っているという声が寄せられてまして。で、私も現地を案内して見せさせていただきましたけども、あのおそらく先ほども答弁ありましたようにですね、なかなか専門家でない一般の方が外見からですね、これがどれまでの危険性のある空き家かどうかなかなか判断しづらいかと思います。で、それは区長も同様だと思います。区長が専門的な見解を持って空き家をきちっと理解して判断できるとは、なかなかそこまでは難しい状況の中ですね、ちょっとやっぱりその地域の字に任せっぱなしであるということは、まあある一方で危険な所もあると思います。特にですね、屋根はですね、どうしても下から見上げては分からない。とはいえ屋根の上のほうに穴があいておっただけですね、雨漏りがして中が傷んでおっただけから腐敗が進んでですね、柱梁が傷んでくるという状況が主にこの破損の状況として多く見られるんですが、なかなか屋根まではですね、中に入って上がることもできませんので、把握ができないかというふうに思いますが、ちょっとこの辺についてですね、建設課としての見解を伺いたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） まず空き家の、特定空家の状態なんですけども、先ほどちょっとお答えさせていただきましたように、区長さんからこういう空き家があるんやっというのを連絡いただいて、それで役場の職員が現地に向かいます。そこで、この特定空家についての条件というのを多気町で考えておりました。外壁から敷地境界線までの距離、平屋の場合は2 m以内、それと2階建て以上、まあ高さ4 m以内に建てられている住宅につきましては、基本的に防災上、近接している道路が指定されているその避難道路としてした場合には、特定空家の見解にも入ってくるかなっていうのを決めております。それとちょっと今作成中なんですけども、担当職員で現場を見させていただいて、そこで判断基準を定めていこうと思っております。それでいろいろその点数を付けま

して、その合計点で、まあMAXで何点以上になれば特定空家の可能性があるということも、今いろいろうちの課で考えております。で、あと今までその実際、質問とかまあ苦情等入ってきてとるんですけども、当然私らもその連絡いただきましたら、地権者さんにも連絡をしておりますし、だいたい町外の方が多いですので、その町外まで出向いてお話を聞いております。もしみえない場合はポスティングで役場のほうへ連絡くださいという形で、こういう状態ですって写真も入れて行っております。ですので、何とかその辺で施主さん側のほうでいろいろ解決していただいて、取り壊すなり何なりというのをちょっと進めておりますので、少なくなるように願っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） はい、あの今、答弁の中でちょっとこれからの話についても、少しあの含んでご答弁いただきましたが、現状です、平成29年です、すでにまあ10戸ぐらいの空き家がですね、著しく危険があるというようなことで判断されたものですね、まあ現時点ではまだそこまで特定空家に至っていないという現状が、なかなか本当にそれが信頼できるものかどうかについて改めて専門家のご意見も伺いながらですね、ちょっと決めていただければなあというふうに思いますし、今まあ冬場ですが、やっぱり台風シーズンになりますとですね、近隣の方はものすごく不安になっておりますので、来年のまあ6月、梅雨時期ぐらいからですね、にかけてですね、ちょっとまたそういった時期になりますので、来年早め早めにですね、この危ない危険性のある空き家についての追加調査ですね、その辺についても引き続きやっていただきたいと、このように思います。

3点目でございますが、対策計画書が作成されましたが、第2章の空き家等対策に関する基本的な方針を見ても、全国共通の一般的な記載にとどまっているという印象です。空き家問題をまちづくりの視点で戦略的に取り組もうとするのであれば、多気町の実情に応じた具体的な道筋を示すべきでありますし、

また今後増加していく空き家に対して自治体が現地調査や所有者の意向確認、空き家活用のマッチング等に専念できるマンパワーや予算には限界が伴いますので、持続可能な実施体制についても具体案を望むところです。こうしたことを踏まえた上で、空き家等発生抑制と適正管理の促進に向けた今後の展開について伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。令和2年度に計画書を作成させ、空き家の除却補助を今年度からスタートさせました。現在では国への要望件数5件の枠のうち、現在すべて申し込みがあり、追加要望の申請を行っており、相談については10件ほど寄せられております。来年度は補助申請が増えてくる傾向にありますので、補助枠を増やす予定でおります。また、空き家相談会を松阪市と合同で令和4年2月27日にショッピングセンターマーム内で行う予定です。相談会の周知は、1月広報の掲載と各字へ回覧文書を送付し、ホームページにも掲載いたします。相談会でのご意見をもとに、これからの空き家等対策について検討していきます。

現在の新しい展開としましては、国土交通省が令和3年度空き家対策モデル事業でAIによる解体費用シュミレーター活用推進事業を実施し、多気町における住民福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に、三重県初の試みで、11月に株式会社クラッソーネと協定を締結いたしました。このことにより、町への問い合わせで、解体したいが費用的なことや業者の選択などがあると、国が推奨しています株式会社クラッソーネを紹介し、空き家等の適切な除却の促進に向け、独自のサービス、知識、ノウハウを相談者に提供していきます。マッチングサービスとしましても、相談者が直接スマホやインターネットなどで見積もりを依頼し、解体費用シュミレーターにより周辺の影響を考慮した内容で最も安く安全に解体できる金額を提示し、信頼できる工事業者についても紹介を行います。また直接会社に相談等がある場合も含み、機密情報の保持を十

分注意し、情報共有をします。現在ホームページに記載してありますが、相談会同様に1月広報でも周知する予定です。

あとは、バンク、観光、空き家の担当職員同士で、先進地に視察を行い、多気町に一番適している方針などを模索中であります。また、空き家の現状や相続関係、固定資産税、リフォームやリユースなど、今後色々と展開していこうと考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） たくさん色々ですね、ご検討いただいているようで、本当に有難いというふうに思いますが、このAIに関しては所有者が多気町でなくても、遠方から自宅でオンラインで自分の所有している空き家についての除却の解体費用、それからそれに通ずる近隣への影響が即座に分かるということによろしいでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 先ほど言われましたように、その通りでございます。

実際、スマホ等でそのクラッソーネというのを検索していただいて、ご見積もりっていうのをボタンを押します。そこで、その建ってる地域等を押しますと、その近隣にある取り壊しの業者さん、まあクラッソーネが登録してる業者さんなんですけども、そこからの依頼をそこから発信します。そこで金額を提示していただいて、もし嫌であれば退会って押すとそれで終わりになります。で、どうしてもそれを見て、やはりもうちょっとお話をしたいなると、今度は交渉という形で進めていきますっていうシステムです。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） それと今の答弁でちょっとお尋ねします。固定資産についても少し触れていただきましたけれども、これは解体すると土地が住宅用地

という特例から外れてしまうということで、固定資産税がガッと上がってしまう。そういうことについて少し緩和、あるいは猶予期間を設けると、そういった理解でよろしいでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 先ほどちょっとお答えしました固定資産税につきましては、課でちょっと色々あの試案しておりますので、まだ上層部等にも相談もしておりませんし、まあ今後いい方向で進めたらなっている形でいろいろ考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） ぜひ税制面でもですね、前向きにというふうにお願いしますが、あの先ほど答弁でも、これから先進地をいろいろ調査研究してできることを多気町でもというふうなご発言もいただきました。私もですね、今回質問するにあたって、よその県や市町でですね、どんな取り組みがあるのかなということいろいろ調べてみましたので、まあ参考になればと思ひまして申し上げますが、おそらくその1つはですね、先ほども確認しましたが、これから空き家はどんどん増える傾向にある中で、職員はそれに専念するようなマンパワーは限界もあるだろうというところがまず1点、これからの問題かなと思います。そこでですね、他を見ますとですね、神戸市のほうではこれもご存知かもしれませんが、空き家おこし協力隊という名前です、要は民間、地域住民の方々にそういう調査や所有者との交渉作業、それから使いたい方からのマッチング作業、そういったものを委託するような制度が始まっております。で、聞くところによると、20名ぐらいの方々が地域で動き回りながらですね、そういった作業をしていただく。それに関わる費用としては総額年間560万円ぐらいで、神戸市は実施されているということでございますので、まあ1人当たりに換算すれば、まあまあ職員1人がですね、あるいは職員の建設

課が月にもう3班に分かれてですね、動き回るに比べたら、まあ費用負担はそれほど多くないのかなという気がしますし、先ほど区長も情報が必要、大事なんだと、地域から字からの情報が大事なんだということをまあ重ねるとですね、やはり地域に根付いているそういう方々の調査、それから所有者との交渉作業が非常に有効的なんだろうなというふうに思いますので、まあこの辺についてもですね、皆さんのほうも神戸市の状況を知っていただきたいなというふうに思います。それから、富山県の立山町や、鳥取県日南町では、この移住機能を失った住宅を一緒に老朽住宅というふうに認めていて、もう住むに値しない家屋については住居ではないと。ということで、固定資産税の免除ですか、解体した土地の固定資産税のある一定の特例をですね、措置もされているというようなことも始まっております。やはりその2つの町を見ますと、空き家を放置する理由としてはやっぱり解体すると土地の税金が上がるという固定資産税の仕組みが1つ大きな問題ですということがやっぱり抱えておりましたもので、この税制面についての解決について非常に有効なのかなと思います。まあ、国がこれからどう動くのかもありますけども、市町でできることもあるということでございました。それから、また東京世田谷区などはですね、その空き家等の地域貢献活用みたいなものを全面的にバックアップしようと。つまり、つまり住居だけではなくて、地域のために空き家を使いたいという方々のグループや個人に対しては行政は積極的にそれを支援する。まあそういった制度もございます。これはまあ、もちろん費用面のサポートもございましょうし、あるいはそういったネットワークとかマッチングのサポートもございますが、ある意味、空き家の使い方というのは最近多様化してますので、その辺はですね、これは建設課だけじゃなくて、他の課も一緒になって取り組んでいただきたいと思いますが、やはりその辺の地域のニーズもですね、上手に汲み取りながら、空き家の有効活用に使っていただきたいなあと、そのように思います。で、先ほどAIの話もございましたけれども、今多気町はデジタル系の推進も行っています。DXのほうも進めていますので、おそ

らく空き家等に関しては、こういったことが非常に有効的かなあと。ビッグデータの活用なんかも有効的かなあとと思いますので、これはデジタル推進室のほうもですね、ぜひ空き家については、もっともっと前向きに進めていただきたい、そのように思います。

最後にですね、ちょっとお尋ねしたいんですが、地域おこし企業人ですね、これもちょっと前あの全員協議会でも色々ご説明いただいたんですが、この地域おこし企業人としても、その移住定住担当の方がですね、いろいろお仕事されてると伺っていますが、この辺の方については、その空家等に関してどのように関わってらっしゃるかちょっと、僕も全員協議会でその辺がしっかりとまだ把握しきれてなかったものですから、もしご説明いただけるのであればですね、ちょっとお話しただけませんかでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 私のほうからお答えさせていただきます。今1名、移住定住の関係で来ていただいている方に、今回4月から新しい補助制度も始まりまして、あと空き家バンクの登録、その辺のお手伝いをいただいております。ただあの、不動産会社の職員の方でありますので、そういういろいろな情報を私のほうにもいただきながら、空き家のほうも空き家バンクのほうも登録されたところを回っていただいたりということを行っていただいております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） はい。前回の予算委員会の中でもですね、現時点でまだ進行中ということもあって、成果報告についてはもう少し先でということでご報告をいただいておりますが、ちょっと中身について、まだきちんとご説明が無かったもんですから。ぜひですね、この地域おこし企業人がそういった移住定住の空き家バンク等ですね、いろいろ前向きに進めていただいていると思いますの

で、ぜひともまた次の議会ですね、委員会の中できちんとした報告をいただきながら、先ほど建設課のほうでもいろいろ今後の取り組みが答弁いただきましたもんですから、その辺との関連もぜひ言っていたきたいなあと、そのように思います。ではですね、空き家等に関してはまた色々と進展がございましたし、ご検討もいただいているということでもございましたので、また来年度期待しながら、皆さんと一緒にまた歩んでいきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

学校給食への有機農産物利用についてございます。有機農業推進プロジェクトの一環として、化学合成農薬や化学肥料を使わない夏野菜が学校給食として7月に使用されましたが、今年6月議会での一般質問でも触れたように、これはあくまで地産地消の一環として位置づけられています。その背景としては、第3次三重県食育推進計画において、学校給食の充実に係る具体的施策の中に地場産物の活用推進が定められているのに対し、有機農産物については全く触れられていないこと、そして多気町学校給食センター管理運営規則でも有機農産物について独自の指針は設けられておらず県の方針を基本にしているため、給食用食材として有機農産物を優先的に調達する選択肢が存在していないことがあります。

その結果、給食現場では競争入札による食材調達を原則としながら地場産物を積極的に調達することはできますが、有機農産物かどうかは検証されないため、有機農業の生産者たちは厳しい価格競争に挑まなければならない状況となっています。このことは有機農業を推進しようとする多気町の方針とは大きく乖離していると言えます。

一方、農水省・環境バイオマス政策課は持続可能な食料システムの構築が急務として、みどりの食料システム戦略を今年5月に策定し、バイオマスの利用拡大や有機農業の推進を更に前進させています。来年度の概算要求の概要にも、みどりの食料システム戦略推進交付金として、学校給食での有機農産物利用等を実現する有機農業産地づくり推進事業が計上され、2025年までに全国で100

市町村を支援するとしています。

更に、多気町は令和2年度バイオマス産業都市として選定されています。この事は、みどりの食料システム戦略に不可欠な持続可能なエネルギー調達を実現する先進的地域として位置付けられているわけですから、有機農業の推進についても三重県を牽引していくべき役割を担っていると考えます。

前回6月議会では、学校給食への有機農産物の利用について前向きな答弁をいただきましたが、以上を踏まえてその後の更なる進捗と今後の多気町の見解について伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） それでは私のほうから志村議員にお答えさせていただきます。これまでも多気町のいろんな議員の方々から有機農業に対しましてご質問いただいております。また前向きな取り組みをせいということで、心から感謝を申し上げます。元々、その有機農業につきましては、基本的には有機農業を取り組んでいただいている方のなか土作りがまず大きな基本であります。で、これまで多気町では多くの畜産物、畜産廃棄物があります。それらを活用してこれから取り組んでいくということで、前回6月の議会にも担当課長のほうから取り組みいただいたその食材を活用してやっていくということで、特に有機農業から出た食材につきましては、競争入札を行わず、優先的に取り組みをさせていただくという答えをさせていただいているかと思います。先般も11月3日でしたかな、オーガニックマルシェということで、地域の方々、本当に取り組みをいただいております。我々も本当に大きな支えになっていると思います。これからもそういう形で取り組んでいきたいと思っております。で、もう1つ議員のほうで触れられました、バイオマス事業でありますけども、これも平成26年から町のほうでは特にそれから出る液肥につきましては、大きな肥料効果がありますので、やろうとしたんですけども、残念ながらなかなかその時には地域の方々の理解が得られず、まあそういうバイオマス発電事業やバイオマスから

出る液肥事業につきましても取り組むことができませんでした。ただ、今は相可高校もそういう有機の肥料で、今はバジルオイルを作っていただいております。以前は空芯菜という野菜も非常に効果があるということで、こういう取り組みをしていただいております。ぜひそういうこともありますので、これからもっともっと取り組んでいきたいと思っております。ただ、残念なのは、なかなかその材料が大量に確保できないということと、もう1つは国のほうが適切な化学肥料活用、それから農薬の使用、これは、これで生産されたものについては安全安心な野菜ということで担保されてます。で、大量にやっぱり給食センターなんかも使いますので、これをやろうとする全部有機となるとできませんので、これから町も有機については、もっともっと増やしていきたいと思うんですけども、現在はそれも安全であるということですので、活用しながらその辺をよく見極めて取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも多気町で有機に取り組んでいただいている皆さんと一緒に、もっともっと前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、またご支援もいただきたいと思っております。

○議長（前川 勝） 上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは私のほうからですね、その後の進捗というところでご報告させていただきたいと思っております。有機農業に取り組んでいる農家グループ「土力の会」で生産された農産物を7月に学校給食で使用し、提供させていただいたところがございます。その農産物につきまして、給食センターたよりで紹介のほうさせていただきました。また、今年12月の給食では、農産物、白菜、キャベツ、ブロッコリーを「土力の会」さんから食材として使用させていただいております。今後も「土力の会」をはじめとしてですね、農林商工課また地元の農家の方々と連携して、学校給食に取り入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 町長自らもご答弁いただきましたし、教育課からもご答

弁いただきましたが、一つちょっとまあ現場の様子ですね確認なんです、先ほど町長からもですね、有機農業に関しての産物は競争入札をせずというようにご答弁をいただきましたけれども、実はですね、給食センターで栄養士さんが県職員として働いておりますが、この栄養士さんが物凄い尽力をさせていただいて実現をしている、そんな事業でございます。え、栄養士さんの話を伺いますとですね、現時点で多気町で生産できないもの、生産してないもの、あるいは生産しても量が足りないもの、それについては有機農産物を地産地消の中の一環として購入しているんだと。それは競争入札かけずにですね、購入できるということですが。あくまで、調達できないものに限るということですので、非常に狭き門であります。ですので、競争入札にかからない農産物だけではなくて、一般的に玉ねぎやそういった普通のトマトも含めてですね、そういった農作物に関してはまだ競争入札が必要だという認識でございます。栄養士さんいわくですね、これから異動なんかで栄養士さん変わられるかもしれませんが、そういう時にはですね、今までやってきたことが引き継がれない、引き継いでいけるようにですね、これは町全体としてあるいは県としてもですねきちっとやっぱり指針を設けておくべきだろうと、いうことでちょっと前回意見交換をさせていただきました。なので、先ほど私のほうから三重県の食育の基本法の話もですねちょっと挙げさせていただきましたけれども、おそらく有機農産物というのは町長もおっしゃっていただきましたように100%給食に使うというのは今現時点ではなかなか難しいのは百も承知のうえで僕も申し上げておりますが、1カ月に一度でも、あるいは1週間に一度でも、どんどん徐々に増やしていくためにはですね、そういった地元の有機農産物をきちんと購入できるためには、やはりそういった何らかの指針、方針をやっぱり何か宣言なり、あるいは町長が多気町として定める、そんなことがこれから必要かというふうに思いますし、それについて学校給食のですね現場サイドもこの「土力の会」は当初有機農業の推進というところから始まりましたものですから、やはりこれは教育課だけで学校給食のことを考えるのではなくてです

ね、学校給食のあり方全体としてはもう有機農業って多気町の農業施策、それから今回バイオマスということも絡んできましたので、町民環境課、そういうところとも非常にこれは連携しながら学校給食というものを考えていかなければならない。そういったようになってきてるはずですから、私としましてはですね、これは学校給食を今、給食センターの運営協議会もPTAや栄養士さんや方々ともやっただいてますけれども、これ執行部としてもですね、そういった農林、環境、そして教育と、複数の課でやっぱり学校給食会議体みたいなものをですねやっぱり設けて、しっかりとあり方について議論をして連携を進めていくべきかなあというふうに思いますが、教育課としてはそういった作業についての必要性やそういった課を越えての協議なんかは今までにされていましてでしょうか。ちょっとその辺だけ教えてください。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、お答えさせていただきます。教育委員会としてもですね、地域の農業っていうところですね、農林商工課さんと連携をしてですね、今年度もですねその柿の栽培についてですね直接生徒がですね現地に行ってそういう栽培の体験をさせていただいたところがございます。また来年度はですね、農林商工さんと連携してですね「土力の会」さんのそういう栽培地に出向いてですね生徒が体験することになっております。そういったところを体験してですね、地域の愛着とか食の大切さとかそういったところを感じてもらいながらですね、今後も関係機関と連携してですね取り組んでいきたいと考えております。そういった中で生産が確立的なものになっていくという方向をですね、色んな関係機関とですね連携していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 最後になりますが、有機農業の推進という意味で、今日、

課長もおいでになってますので、今後のその有機農業振興プロジェクト、今後について最後ちょっと教えていただけませんか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 今後もですね、有機農業に通じる、まあ特に根野菜ですね、給食に出せるようなロットが揃った野菜を出せるようにですね、土力の会と協力をしながら政策的にもですね、そういうようなことができるような、まあ支援ができるような政策を出せるようにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

以上で、志村議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩を取りたいと思います。10時50分再開でお願いいたします。

（9番 田牧 正義 議員）

○議長（前川 勝） 再開します。

3番目の質問者、田牧議員の質問に入ります。

9番、田牧議員。

○9番（田牧 正義） それでは、一般質問、一問一答方式で進めさせていただきます。

○議長（前川 勝） 差し支えなければマスク外していただいて。

○9番（田牧 正義） 質問事項は4項目ございます。1項目目、クリスタルタウン工業団地の推進状況について、2項目目、地域を生かす広域連携について、3項目目、空家等対策計画について、4項目、勢和振興事務所等改築事業について。4項目でございますが、3項目目は先ほど志村議員がいろいろ空き家問題について質疑されておりますので、その項目とはできるだけ重ならないように進めたいと思っています。

それではまず1項目目。クリスタルタウンの工業団地の進捗状況について。

これは去年の 12 月に副町長からいろいろ終わっていて、もうほぼ詳細について報告できる状況になるというようなことで伺っておりますが、一年経っておりますので、相当進歩したと思っておりますので、詳細をまずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前川 勝） 1 番でよろしいんですね。

○9 番（田牧 正義） 1 番です。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。最終的な精算報告等につきましては、来年の 1 月中旬頃に岡田パッケージさんとニプロンさん、土地売買契約を締結する予定でございます。現在、今進めておるところでございます。そしてユーグレナさんの土地につきましては令和 4 年 3 月末まで中部プラント、ユーグレナ、多気町の 3 者で、コンソーシアムにより地域産業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的に、令和 4 年 4 月 1 日までの期間で無償契約を締結しておりますので、その後の土地の売買等について今後ユーグレナさんと協議をさせていただきたいと思っておりますので、現時点では精算できないということでございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9 番（田牧 正義） クリスタル工業団地について私何度も質問しているわけですが、非常に平成 14 年から始まって 28 年、そしてずっと来てたんですが、なかなか町長をはじめ各担当の方、本当に並々ならぬ努力されたんですけども、なかなか成果には至らなかった。しかし、令和元年ぐらいからコープみえさん、岡田パッケージさん、あるいはホクトさん、そして最終的にはニプロンさんと。こういうようなとことの契約が矢継ぎ早にまとまっていった。これは本当に担当者、あるいは町長の努力の成果が実ったものだと思うんですが、ここでちょっと気になるようなことを聞くことがあるんですね。それは何かと言

うと、松阪のある種の人からは、やはりコープみえ、あるいは岡田パッケージというのは、松阪もやはり工業団地等やってるわけですが、なんか松阪の人から見れば多気町がもう何でも取っていくような感じで受けている人もあるのか分かりませんが、何でも多気町は持っていくと、こういうようなことを私にチラッと漏らした人がいる。まあ、ニプロンにつきましても明和町から来たわけですから、やはりきちっとそれぞれの企業ですから、採算充分に検討されてお越しになるわけですが、やはり出ていかれるほうの町からすると、そういうような思いがあるというのもある種の意味でちょっと考えておいていただきたい。これは、この後、第2項目で広域連携の話をしませんが、そことよく似たところなので、それは一度きちんとしていただきたいと。まあもう決まったことですから仕方ないですけど。

それでは関連してお話します。実は、このクリスタルタウンの工業団地にはこういうパンフレットで募集したように、多気町の立地優遇制度、あるいは補助金制度、優遇税制等、要は財調で使っているものを土地が売れたと返していただいても、まだこれが今後、多気町に支払わなければならない問題として浮かび上がってくる。また、9月にはすでに法面であるとか、そういうような管理費、これがすでに発生している。それ以前にも管理費等は発生している。要は、売ただけで済まない。2つ目のことは、こういうような優遇税制であるとかその他についても今後上がってくる。一度こういうような立地奨励金ではわが多気町では残念ながら某木材会社の融資で苦い経験をしている。ですから、この辺りのところが今後売れて財調戻ってきた。そこで済む問題じゃない。トータル的にいくと誘致した企業がきちっと稼働して要はまあ早く言えば税金なり、まあ事業税、固定資産税も含めてですが、多気町に潤いがある、あるいは働く人の職場ができた、こういうようなトータルでどういふようになるか、これを見据えていかないと工業団地作った意味が全然成り立たないと。こういうことになると思いますので、来年の1月に副町長はおおかたの土地についての売買等については報告できるという事ですが、この今、私が言いました、企

業立地優遇制度、あるいは補助金、税制の優遇税制、その他、その後に確か1億5千どんだけと言われたとっておりますが、町が買い取りしなければならない、要は法面、町道等について、それが存在するよというのも今までの質問で副町長がお答えになっている。じゃあその負担のもの、それから管理費、それから先ほど言った3つのもの。これらをどの程度予測してみえるのか、お聞かせください。

○議長（前川 勝） これ、田牧議員、2番、3番と2つの全部入ってるけど、2番3番まとめて答弁いただければよろしいですか。

○9番（田牧 正義） そうです。2番3番についてもまとめて今話しました。今後ちょっと順番に一つずつ言っていただくようお願いいたします。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいま2点目の質問にお答えをさせていただきます。今後の買い取る土地の面積、金額をお答えさせていただきます。町道敷地につきましては、13,650平米、法面につきましては31,720平米、調整池につきましては15,185平米で、排水路449平米、合計で61,004平米が町有地ということでございます。金額につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、ユーグレナさんの土地につきましては買われるのかどうなるのかまだ分かっておりませんので、4月以降の協議次第で精算金額が出ると思います。以上でございます。

○議長（前川 勝） 3番の答弁。

はい。林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） それではの3項目目の答弁をさせていただきます。令和4年度以降の企業立地奨励金ですけども、5社に対する合計額としまして3億円程度を予定しております。それから、固定資産税等の優遇措置は半島振興法と地域未来投資促進法が活用できれば、固定資産税等の減免を受けていただくこととなります。ただ、現時点では売買契約等も済んでおりませんし、工

場も建設されておられませんので、額というのとは分からない状況であります。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） まあ細かいところ、各補助金等についてもまだ決まっていないうことで、これはおいおい明らかになってくるものと思いますので、それはその都度質問させていただきたいと思います。ただ、先ほどちょっと最後のほうに来たコープみえ、岡田パッケージ、ニプロン等のところで噂として言ったんですが、またある種の噂、噂をこんな一般質問の中で取り入れるというのはあまりいいことでもないかもしれませんが、ある種の意味で現在すでに出ているものについては先ほど言いました。しかし、それ以外に、まあその人曰くには久保マジックという言葉で言われましたですけれども。要は、土地の単価その他について、現在決まっているもの以外に何らかで単価を切り下げたとか、そういうような事例が無いでしょうねというような噂がありますので、そのあたりについて、今後後出しでそういう数字を言われると困りますので、土地の単価その他について、すでにもう契約等は終わってるわけですから、公表できるものもあるはずです。ですから、あとでこういうものが存在するというものがないように、そのあたりについてはくれぐれも後でお出しにならないようお願いしたいと思います。ということで、ここの第1項目目は終わりたいと思いますが、くれぐれも後出しでそういう久保マジックのようなものをお出しにならないようお願いいたします。

それでは2点目、地域を生かす広域連携について。こちらなんです、広域連携が様々なところで話題になっておりますが、多気町においても松阪地区定住自立圏共生ビジョン、これの推進等を進められておりますが、他の切り口から進めてみえる自治体もあるようです。

多気町としては今後どのようにお考えか、順次質問いたします。

1つ目、広域連携を今後、町としてどのように取り組まれるのか。特に、合

併特例法は広域連携補完の選択肢として 10 年の延長となりました。今後の取り組み方をお伺いします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず合併につきましては、今考えてはおりません。ただ、議員おっしゃっていただいたように、それぞれの自治体の連携をやっていこうということで今取り組みを進めております。この連携というのは、それぞれの項目に応じて、お互いの町がこれはいいなという形で進めていこうということで、まず一番大きなのも今スーパーシティ構想、6町で連携をしてやっていこうという事で今進めております。もう一方では、バイオマス産業都市構想につきましても、同じように6町に声をかけさせていただいて、一緒にCO₂削減に、まあ国の言っようなようにだいたい取り組んでいけるように、そんな取り組みを進めさせてもらっております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 先ほど私はこのところで言いましたように、松阪地区定住自立圏共生ビジョンこういうものが5年6年ほど前から始まっておる。それで5年目が終わるからというのでまた新たにこういう事を連携してやっていこうねと。こういうのが決まっていたはずなんですけれども、なぜこういうような定住、広域連携についてということで、私が項目にあげたと言うと、先ほど町長はスーパーシティ構想あるいはそういうようなことについても、近隣のところと連携してやっていくんだと言われる。残念ながら、スーパーシティ構想であるとか常に一番核となってもらわなければならない松阪市、あるいは一番近隣である玉城町、これが常にこういう構想の中から外れている。ここが、広域でやる折に逆に言うと、一番私はネックになると思っている部分なんです。要は松阪市は15万何人、それから多気町は1万4~5千人。いずれにして

も、現在も広域消防、あるいは広域衛生、それから学校の組合、こういうものについても松阪市と一緒にやること以外に、我が多気町の個性を残して自立していくようなことってというのは非常に考えにくい。ということは、松阪市と仲違いをするようなことは極力避けるべき。課題になってくると私は思ってるんです。ところが、スーパースティ構想にしても松阪市、玉城町を抜いた6町です。要はある種の意味で広域連携に対してちょっと逆におたまうっていうか、まあ要は後で手を差し伸べにくいような方向にどんどんと多気町自身が行ってしまって、広域連携を阻害する将来は要因になる可能性のある部分だと私は思っておりますので、このあたりについて、要は合併じゃないんです。連携してお互いに持ってる良いところを出して足りないところは保管してもらおう。これしか要はフルスペックで、各町が行政として住民に伝えることはできない。要はいろんな足りないところはお互いに助け合うという、こういう広域連携、それしか生きる道は残ってない。まだ5年ぐらいは何とか今までの慣性で続けられるか知りませんが、10年あるいは20年後にはまず各市町村とも人口減少と、こういうもう避けて通れないものを鑑みると絶対に広域連携。それをどこまで突っ込んでできるか、これ以外に無いと思いますので、今後もあくまでも合併じゃないです。連携して何とか多気町の良さも残しながらできる方策というものを探していただきたい。ということで、2つ目のところに書きましたように、人口減少における地方自治体の役割は、地方税制調査会の答申を踏まえて、どのように進めようとされているのかお答えください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 田牧議員おっしゃっていただいたように、まさに隣の市や隣の町と仲良く連携をしながらっていうのはもうまさにその通りであります。で、ちょっと田牧議員がおっしゃっていただいた、知り合いの方が言ってみえた話とか、これは工業団地も含めてですけども、ちょっとどこやない、かなり誤解をされてみえるなと思います。また教えてあげていただきたいと思います。

その1つは、企業誘致につきましては、多気町にこういう団地ができました。水はちゃんと確保できます。電気もちゃんと確保できます。で、どうですか？ということで、これは全国にお願いをして誘致活動を進めていきます。で、隣の松阪市へもそれから明和町へも大紀町へも私は企業誘致の話がまとまりそうな時には、お話を先にさせてもらって、今こういう話になってますので、取り組みを進めて行きたいのでよろしくお願ひしますということで話をさせてもらっています。もう1つ、議員がおっしゃっていただいた隣の町との連携というのは、これもう欠かすことができません。一番大きなのはやっぱりちょっと議員触れられました定住自立圏構想になります。これは多くの項目に関わっております。特にまあ医療や福祉では10の政策分野がありまして、それから25項目ほどのそれぞれ事業が分かれております。中には医療であったり交通であったり、それからし尿であったり、こういうことも連携をしながら、今一番身近なのは学校もそうであります。多気中学校では隣の松阪市と、特に庄、射和、中万ずっとその辺のところと一緒に子供たちが学びを進めております。

もう一つ、スーパーシティ構想につきましても、これも松阪市も伊勢市も志摩市も鳥羽市もそれから熊野市も尾鷲市も全部のここから南の自治体には私直接出向いて多気町として一緒にこの辺の町と一緒に連携をやっていきたいのでいかがでしょうかという話をさせていただいております。バイオマス産業都市構想についてもこの辺の6町で話をさせてもらっております。特にまあ市さんにつきましては、ある市なんかは本当にこう前向きに行こうかと一緒にやろうかという事を言われたんですけども、残念ながらやっぱり市は市の考え方や、まあ町の規模的なこともありますので、具体的には入っていただくことはできませんでした。もちろん、議員おっしゃっていただいた隣の玉城町にもお話しも直接出向いて話をさせていただきました。で、今その中で一緒にやろうかというのが6町であります。ですから、議員おっしゃっていただいたように、多気町だけで独自に進んでいるということはありません。ということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（前川 勝） あの、2番の答えは町長以外で。人口減少を抜ける地方自治体のという設問。

○町長（久保 行男） 人口減少につきましても、一番大きいのはやっぱり働くところが必要なんで、そういうことも含めて一緒にスーパーシティの中でもそれも入っておりますので、こういうことを取り組んでいきたいと思います。はい。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） ありがとうございます。まあ、先ほど議長が2番についても言われたのは、多分、地方制度調査会の答申を踏まえてどのようにお考えですか伺いますと。この部分について触れられていないということだと思いますので、当局の方、こここのところ、その地方制度調査会の報告を聞いてというこの部分のところについてお答えください。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 先ほど申し上げましたように、地方制度調査会の答申につきましても、こういう地方行政のあり方については、広域連携やそれから外部機関の活用が示されておりますので、これらも政策と併せて今取り組んでいるということでもあります。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） ありがとうございます。

じゃあ、3項目目に入りたいと思います。空家対策計画について、令和3年2月、多気町空家等対策計画に示されましたが、私は特にその現地調査した結果のまとめを注視していました。提示以降の進展状況及び移住定住促進事業とのリンク、これはこの後少し出しますが、それぞれの中での中古住宅、空き家住宅がどの程度含まれているかというようなことについてでございます。そし

て、またそれ以外に新たな取り組み等空き家等問題の解決につながる取り組みをお伺いします。ただし、これは先ほど志村議員の質問の中で相当詳しく回答していただいておりますので、その部分については省いていただいて結構でございますので、このあたりのところで各担当課長さんのお考えをお示してください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、先ほどの質問にお答えします。質問の中の調査の進捗状況について話をさせていただきます。空き家調査の進展状況は、昨年度の調査中に現地で空き家らしきところが数多く見られましたことと、字によっては空き家情報を提出されていなかったところもありますので、今年度の予算で空き家情報委託料、補助事業なんですけども、これで空き家情報の基礎調査を客観的な目で見ってもらうために業者に依頼しております。またさらに所有者アンケートも実施し、内容についても把握していく予定であります。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

もう1つ、はい。林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 先程ありました移住定住促進事業促進補助金の実績につきまして、現時点のものを報告させていただきます。11月末までに申請を受け付けたものが13件ございます。補助金の合計額としましては1940万9000円を交付する予定となっております。ちなみに、転入者数としましては42人で、うちお子さんが16人となります。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） はい、そのあたりも先ほどと実は私は同じような感覚の部分があります。それは何かというと、まあ付帯事項も付けてですが予算は通ってる例の移住定住促進について、これがほぼ完売ということで、この中に空

き家と要は新築だけなのか空き家がどの程度こういうもので確かこの移住定住のそこにはそういう空き家等の中古住宅の改修も入ってたはずですが、それは存在するのでしょうか、それともないのでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 中古住宅の購入が2件ございます。あとは新築でございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） ちょっとこれ、空き家と直接関係ないかもしれませんがけれども、実際はこの中で松阪からが半数を超える、あるいは年度途中で当初予算枠が埋まれば、補正予算でも追加するっていう、こういうような記事に載っていたことがあるはずですが、この辺り、本当にこういうようなことを進めて、要はどちらかという、近隣の町からすれば多気町だけがある程度できるからバラマキをやってる。そうじゃないと思うんです、私は。空き家についてはもっと、まあ泥臭いという大変ですけども、例えば松阪市がよくやっているようなお試し住宅であるとか、あるいは地域全体で移住者の受け入れはやりやすとか、そういうような根っこをしっかりと張ったようなものを持って住民が立ち上げていく。これ以外に空き家は本当に解決できるようなものはないと思うので、こういうようなどちらかというお隣と取り合いするようなこと、私は実はこの1月に四日市大学の社会人の講座があったんですが、そちらのほうでこういう空き家の問題を取り上げまして、マルチファビテーションということで、要はこの定着人口の取り合いっていうのは大きく負ける、まあ早く言えば、隣同士の町がそういうような定住者を取り合いしても何の意味もないよと、こういうようなことを言った覚えがありますが、まさにこの230万円ですよその市からすると破格のこういうような補助金制度というのは、どちらかと言うと、これをどんどん進めていけばますます近隣の町とのまあいみ合いまではい

かんでしょうけれども、まあちょっとあまり良い印象に与える制度ではないと思いますので、今後深く考えてこの辺りは進めていただきたいと思っております。ですから、やはり多気町だけが良くなるって言うんではなしに、やはり地域全体、広域で良くなるために施策を作るべきであって、あまり多気町だけがというようなことにとらわれないほうがいいのではないかと思いますので、空き家問題の補助金制度、こちらについても、やはりもう少し考えてほしいという意味でお願いをしておきますので、それらについての何かお考えがありましたらお答えください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 田牧議員から意外なご質問をいただきました。あの今回、隣の町からとか移住者が多いということですが、聞いたところによりますと、自分とこのうちの息子や娘が松阪からこっち来るとか、明和からこっち来るとか、まあそんなことに聞いてますので、ただ、うちのほうは伊勢や松阪から帰って来いと。基本は、議会でも申し上げましたように、都会へ出て行っている子供さん達が多気町に戻ってきてくれというのが基本であります。これを選別している訳ではございません。で、もう1つはやはり働く場を多気町で作りましたので、これはもう松阪も伊勢もまあ津までぐらいなら同じであります。隣の町から隣の市から多気町で働けるといっているのであれば、わざわざ多気町へ移さなくても、松阪から通える人は松阪から、ということになりますので、うちは選別してやっているわけではございません。今、議員をおっしゃっていただいて、多気町だけが良くなるとかいうのは考え全くありません。地域で良くやっっていこうというようなことが議員おっしゃっていただいた地域の連携、広域連携でありますので、たまたま働く場は多気町に作ります、ですから来てください。で、多気町へ住所を移す、この200万円の補助金につきましても、多気町だけが突出したところではないと思います。もっと他にも多くの補助金を出したところ、また南のほうでももっとありますけども、そういう制度について

はやっています。それから、議員おっしゃっていただいたように多気町で特別に企業工業団地で、破格の値下げをしたとか、そんなはありません。一応見合う形で金額修正をやりながら企業誘致を進めてまいりましたので、この辺も含めてご理解をいただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 空き家問題については、本当におそらくいろんな手法を、先ほど建設課長も志村議員の問いに対して本当にいろんなことをやらなきゃ仕方がない。こういうことでお答えになって、今からまだこれもあれもということを進める以外にない。また、先進的な取り組みをしているところの良いところは取り入れてというようなことで、まあ本当に地道にいくつも物をしてないと空き家は問題を解決することできない。それからだいぶ前の一般質問でも私が言いましたが、我が多気町で空き家になってくるところというのは、必ず隣に自宅の近くに野菜を作る畑であるとかそういうものも含んだ土地が多い。あるいは、もう1つはほとんどが仏教の方が多いので仏壇の問題。この2つというのは必ず大きなネックになってくる問題。この土地については木戸口議員が、そういうものは一緒にできないかというような過去の一般質問でやられてみえたと思いますが、それと本当にその中古住宅、空き家の中で一番来ていただく折にネックになるのが仏壇とかそういうような問題、そういうものを必ず含んでいるんだという認識の上で進めていかなければならないということも、どこか頭の隅に置いておいていただきたいと思います。

じゃあ、最後の項目に移ります。勢和振興事務所の件でございますが、その後の進捗状況、その他についてお聞かせください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林勢和振興事務所長。

○勢和振興事務所長（小林 悟） それでは田牧議員のご質問にお答えいたします。現時点での進捗状況でございますが、8月から敷地内の測量、造成設計に

入っており、現在測量が完了し設計業務に入っております。この9月からは建築設計の業者も決まり、設計業務を進めてもらっております。また、1月から仮設事務所への移転のため、現在、電気や電算設備などの移設準備を進めております。解体については先日業者が決まり、今後解体に向けて準備をしていく予定でございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） もう広報たきにも1月からはここは通れないとか、そういうようなもの出ております。そのあたりは分かっているんですが、まあ私は再三くどいように言っておりますが、現時点でアンケートの調査の及び報告書、あるいは勢和振興事務所のあり方検討会の協議、これがあたかも決定事項のように扱われている。このあたりの問題については別途私なりの方法で真意を今後を正していく方向で進めたいと思っておりますので、そのあたりについてはどういう手法を取るかは、それなりの有識者と相談の上に一応していく。ですから、アンケートを独自に取ります。それから、このアンケートというのは、前振興事務所長の折に取られたものです。それから勢和振興事務所のあり方検討会、この競技があたかも決定事項のように扱われているこの問題については、別途それなりの方法で調べてみたいと思いますので、ここらのことについて何か当局として、いやもう決まってすでに終わっていることだということなのか、やはり手法についてはやはり問題があれば住民として再度調べるという必要もあると思いますので、そのあたりに私はアンケートを独自で今後取ることをやります。それから検討会、その他アンケート、前のアンケートの取り方に何か問題があったのではないかということについての調査を進める。その2つは今後とも進めていく予定でございますので、それに対しての何らかの答弁がありましたらお答えください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林勢和振興事務所長。

○**勢和振興事務所長（小林 悟）** アンケート調査の報告、勢和振興事務所のあり方検討会でのですね協議を経て、まちづくり懇談会で各字を回り、勢和振興事務所のあり方について、住民の皆様にご説明をさせていただき、ご意見を伺う機会をつくってきております。またさらに、今年5月に勢和地域各字に回覧文書を回し、基本方針、配置計画図案等もですねお出しをしております。その中で、添付の用紙にて意見を伺うといった機会をつくってきております。執行部といたしましては、今までのそういった経過を踏まえて現在に至っているわけでございます。よろしくお願いたします。

○**議長（前川 勝）** 答弁が終わりました。

田牧議員。

○**9番（田牧 正義）** あの本当にいろいろご苦勞をかけていることは分かるんですが、やはり手法等について、やはりこれは納得できる方法ではないねという部分があるので、それは一町民としてきちっと調べておく必要があると、こういうことで今後とも進めてまいりますので、宜しく対応していただくようお願いいたします。以上で終わります。

○**議長（前川 勝）** 以上で、田牧議員の一般質問が終わりました。

（ 12月13日11時31分 ）

（ 12月14日9時00分 ）

（4番 木戸口 勉幸 議員）

○**議長（前川 勝）** 4番目の質問者、木戸口議員の質問に入ります。

4番、木戸口議員。

○**4番（木戸口 勉幸）** 4番、木戸口です。ただいまから一般質問をさせていただきます。私は2点の通告をいたしておりまして、1つは農業の担い手の現状と課題について、2つ目が多気町におけるデジタル化の推進について、以上2点であります。いずれも一問一答で質問させていただきます。それでは早速質問に入ります。

まず1点目であります。農業は、担い手農家の大規模化、法人化、集落営農に大別されておりますが、農業を取り巻く環境は米をはじめとする農産物の価格の低迷、生産年齢の高齢化、後継者不足、農業就業人口の減少、このことから集落における農家組合等の存続が年々難しくなっております。そこで多気町農業のあるべき姿を考えると、最も大事な人作り、組織作りについて考えなければなりません。地域を見ていますと、高齢で農業をやめる人が年々多くなっております。5年後、10年後と言わず、数年後の農業を考えたとき、一人でも多くの農業後継者を育成することが差し迫った近々の課題であります。現行の新規就農者制度をさらに充実させることも必要でありますし、親から子への跡継ぎを含めた新規就農者の確保に取り組んでいかなければならないと考えております。

それでは質問に入ります。1点目であります。多気町農業の現状と将来に向けた担い手作り、後継者作り、営農組合、農業生産法人などの組織作りについて、どのように考えるかお伺いをいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

逵農林商工課長。

○農林商工課長（逵 武彦） それでは、ただいまの木戸口議員のご質問にお答えをさせていただきます。農業を取り巻く厳しい環境の中、多気町の農業経営体数は年々減少を続けております。2020年の農林業センサスによりますと632経営体であり、2015年の921経営体と比較して289経営体、31.3%の減少となっております。それに比べて認定農業者に任意営農組合等を加えた担い手の数は65経営体から72経営体へと増加しております。担い手への農地の集積率も31.3%から43.3%へと増加をしております。担い手の内訳として農地を守る役割を果たしている主穀中心の経営体数は33から37へと増えてはいるものの新規参入者は少なく、全体的に高齢化をしています。これらのことから担い手の守る農地は増加しているものの、そこに関わる地域の人々の数は減少しており、高齢化も相まって地域農業の維持が大変難しくなっております。今後も、担

い手や集落営農への支援、後継者の育成、新たな担い手となる集落営農の仕組み作りが今後も必要だというふうに考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） ただいま課長のほうから昨年対比で言うんですか、最近の動きということで農家戸数それから担い手の数値等々お聞かせをいただきました。農家は全国どこでも減っておるわけでありましたが、その面、いわゆる担い手が出てきて、それに農業に従事して農業を守ってもらっておるのが現状でございます。まあ、今答弁をいただきました数字的なことも含めまして、さらにお聞きをしたいというふうに思います。答弁いただいたところでありますが、農業の持続発展を考えますとどこの市町も共通課題であります、1人でも多くの農業後継者これを育成しなけりゃならん。さらに新規就農者ですな、多く作ることが課題であります。令和3年現在でですね、新規就農者として営農されているのは、私は資料では22人というふうに聞いておりますが、それはまあ年度当初でありまして、今年は少しでも増えたのかなということがまあ非常に気になるわけでありましたが、そんな中でですね、その数値等でですね、それからそのいわゆる新規就農者の営農形態、まあ営農形態もだいたい半々じゃないかというように私は思っとるんですが、跡継ぎを含めた水田農業を中心とした営農形態と、それからいわゆる小規模ではなかなか採算が取れませんので、季節園芸をやって、それから伊勢芋等の野菜を中心とした経営形態等々があるわけですが、そういったことの中身を教えてくださいというふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） ご質問の件でございますが、令和3年度の数字といたしましてはですね、今までのトータルの数字といたしまして、22名の方がですね、就農をしてみえます。その中で親元就農と言われる方が10名、それ

から転入就農ですね、よその町からやってみえて就農された方が 10 名、それから法人に就農された方が 2 名ということで、内訳は 22 名。これは何らかの形で町の補助金、それから国や県の補助金等を受け取っていただいた方というふうに限定になりますが、そういう内訳でございます。それから形態としてはですね、ほぼ施設園芸、それから路地園芸等が多数を占めております。地域の農地をたくさん守っていただくようなですね、そういう主穀中心の農家の方というのは、その中でも 2 件だけということになります。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4 番（木戸口 勉幸） ただいまお答えをいただいたわけでありましたが、ちょっとお尋ねをしました。今年は増えたのかどうかも、その点だけ少しちょっとお答えを。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 今年認定を、こちらのほうで認定就農者ということと認定をさせていただいた方が 3 名みえます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4 番（木戸口 勉幸） さらに今、3 名認定されて増えたということでございます。まあ思うところですね、年々先ほど申し上げたように、高齢化に伴って農業をやめる人が増えておりまして、私の近辺の集落もですね、もう農業はほとんどもうやめるかもう字によっては 0 さらには 1 人から 2 人というふう激減をしております。以前はまあ 20 数名とか 15～16 名等々が携わっておったわけでありまして。年々もう高齢化が進みまして、このままではもう各字ともゼロになるんじゃないかということでございまして。まあその分がですね、いわゆる法人化された担い手へ移行されたわけでありまして、まあさらにそれが進みますと、だんだんとですね、いわゆる不便な水田とか、それから奥、そ

れから非常に耕作がしにくい農地はですね、どうしてももう耕作放棄地になる恐れが非常に高いわけでありまして、非常にそういったことは心配をして懸念をいたすところでございます。まあそういったことで今答えをいただきましたんですが、さらに今後ですね、いわゆる担い手、後継者を増やす手立てをですね、どういうふうに考えてみえるんか。これまあ増やしてかんとどうしても農地は守っていきませんので、それをぜひお聞きをしたいというふうに思います。それを聞いてからまたもう1つまたお尋ねしたいと思いますので。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 新規就農者を増やすということも大事なことでございまして、多気町では現在までですね、新規就農を増やすための手立てとして、都市部でのそういう就農者の導入ための活動であったりとか、それから経済的な支援とそれから研修等の開催などを行なってまいりました。それで一定数の先ほど申し上げましたような数はですね、確保してきたわけでございますが、何分にもですね、そういう農地を守るという意味ではですね、非常にまあ施設園芸、それから路地園芸等につきましましてはなかなかまあ農業に携わる人間を増えるものですね、実質的に地域の農地を守っていくということにはなかなか繋がらないというふうに考えております。やはり従来からみえるですね農家の方、農業を離れることになってみえる方ですが、農地を持ってみえる方っていうのがですね、地域の中でそういう農地を守る活動に進んでいただくということが大切なことだというふうに考えております。そういう意味でですね、そういう方との懇談、それから地域でのそういう掘り起しの活動っていうのも必要になってくるというふうには考えております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） ただいまお答えををいただいたわけでありまして、多気町はよその市町に比べまして、手厚いいわゆる補助政策を打ち出しております

して、それでかなり確保はされとるということもあるわけですが、確保していく上ではですね、お金ばっかやなしにですね、やはり話し合い、それから本人がやる気を出さすようなことをやはりすることで、さらに新規就農者が増えるんじゃないかというふうに思いますので、その辺はですね、色々こうやりたいという人に対しましてですね、話し合いをして、それでやる気を起こさせる。何が問題なのか、何をやって新規就農者へつなぐことができるのかということですね、課題を解決しながらですね、増やしていくというのが大事でありますんで、そういうことをぜひ続けていただきたいというふうに考えております。それから1点ですね、私の解釈では新規就農者は若い制限は無いわけですが、年齢制限一応45歳というふうに聞いとるんですが、一番年齢の高いいわゆる何歳までというのは補助対象ですね、これは何歳までになっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 現在、国の制度がですね45歳から50歳へ上がっている関係上ですね、町のほうの補助制度ですね、それから認定をする制度につきましても、50歳未満いうふうに変えさせていただいています。以上でございます。

○議長（前川 勝） 木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 年齢、今お答えいただいたわけではありますが、なかなかまあ年齢は一応誰でも会社に勤めたり、色々な仕事をしとるわけではありますが、いざ農業をやるとなりますと中途半端な年齢ではなかなか就きにくいということがございますが、もう少しですね、年齢等を見直して、プラス5年なり延長させて、さらに拡大をしてそれから新規就農者のやりたいと希望の強い人にはそういうことをやっていただくような手立てをですね考えるべきだと思っております。その年齢を延ばすことについての考えは、多気町としてどのように持っておるのか、もうこのままなのか、それとも延ばしてさらに新規就農者

をさらに増やすというふうに考えるのか、その辺を教えていきたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 50歳がその若いんか年がいつているのかっていうのがちょっと非常にまあ、どの年齢で区切るっていうのは非常に難しい部分があると思います。それと限度無しに支援をするのかっていうところもあります。認定就農っていう制度では50歳という1つの区切りでございまして、そんなら以上になったら一切そういう支援が無いのかっていう訳ではございません。今年から、特にまあ営農用機械の補助につきましてはですね、水稻も含めて幅広いですね農業に使えるような営農用の機械に対する支援っていうのも設けておりますし、それに地域での農業についてはですね、その地域の合意っていうのは非常に大切になってまいります。そう意味では、人・農地プランの実質化であったりとか、そういうことに対しても町として支援をしていくということで、幅広い層への支援というふうになっておるといふふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 年齢層を広げるということで、非常に気になるわけですが、その辺をその更にですね発掘ちゅうんかまあいわゆるそのやっってもらう年齢の人の探し出すというんですか、その人をまあ広げて営農してもらうような形をですね、どのような形でしていくかということが、これから先必要になってくると思うんですが、その辺はどのようなふうにお考えですか。お尋ねいたしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 1つの目安としてですね、今言わせていただきました50歳っていうのを目安には考えてはいますが。ただし、その就農希望者

というのはですね、今年も増えておりまして、都市部からのお問い合わせ等がございます。それについては年齢問わずですね、受け入れをしていくと。それについては、今ふるさと村で進めているようなですね、そういう受け入れのための仕組みですね、そういうのを充実させていって、それと併せてですね、地域でのそういう実質今まだリタイアしてないまだ働いてみえる方をですね、将来的に地域の農業を維持していくための仕組みの中にですね、入っていただくというような取り組みをですね、各集落で続けていかななくてはならないというふうには考えております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 色々お答えをいただきまして。それでは、時間の事もでございますので、2つ目に入りたいと思います。

2つ目で言うんですか、次の2点目の農業従事者の高齢化により、どの地区においても農地の貸借が増加し、担い手への農地集積が進んでおります。集積がですね増えるに従いまして、農地が分散をいたしました。作業効率とコストの低減が図れないのが現状であります。そこで、作業効率とコスト低減を図る観点から集落営農組織単位でですね、人・農地プラン、これはすでに出来上がってるわけですが、それから農地中間管理機構というのがございまして、これはまあ国の考えでは各市町実施をいたしておるわけですが、これを活用するなど担い手への面的集積についてどのように考えるかお尋ねをいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） それではお答えをさせていただきます。経営面積が増加の一途をたどっている担い手にとっては農作業の効率化という点で、面的な農地の団地化、集積は有効であり、そのため国や県も人・農地プランの実質化を推進しております。特に複数の担い手がいる集落では、調整が今後は必要なことだというふうには考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） ただいま農地中間管理機構というのは話をさせていただきましたんですが、現況のですな、現行のまあいわゆる担い手の状況の中で、農地が点在をしておるといのが先ほど申し上げたんですが、1つの例を取りますと、多気町はですね中山間地帯でありますので、谷みたいにいわゆる大きな広海が数少のうございまして、ある程度の団地でまとまってそれでまた違う谷って言うんですか、農地がまとまっているのがあるわけですが。それが、担い手が複数入っておりますと、隣はもう違ういわゆる担い手がやっている。でまた1つとんで違う担い手というふうな状況でありますので、先ほど申し上げたとうりですね、いわゆる作業効率が非常に悪いということがございまして、これを中間管理機構を活用しながらですね、1つへまとめると。これはまあなかなか至難の業であります、それをすることによって担い手はさらに規模拡大が可能になります。ですから、それをいわゆる農地バンクなんです、それを使いながらですね、多気町が中に入ってですね、その農地のまとめの調整をしますと、かなり面積も増えますし、仕事がまとまってできるわけありますので、そういったことを進めることをですねやってはどうかというのは、まあお尋ねするわけあります、それをですね、どういう考え方で進めていくのか、進める手立て等々をですね、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） お答えさせていただいたようにですね、複数の担い手の方が、今までのその担い手の方が入る経過というのがございます。当然、人間関係があって、それで早くから担い手になった方とかですね、後から後追いで担い手になった方、それからその土地にもともと土地があった方で担い手になった方とかですね、いろんな経過がございまして、その集落集落で担い手の方が入っている実情が違います。そういうことを考えますとですね、そうい

う複数の担い手の方みえるところ、町のほうでピックアップをしております。それぞれ担い手の方がですね抱えるそういう問題というのは色々ございますので、そういうこと実情を聞いた上で、その集落へ赴きですね、担い手の方とそれから集落の方、一緒になってですね、そういう将来的にエリア分けが出来るのかどうかも含め、検討していきたい。まあ将来のその農地の集積、それから維持管理のお話ができるというふうには考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） それでは、次のですね質問項目に入りたいというふうに思います。多気町におけるデジタル化の推進でございます。令和2年12月、総務省から示されました自治体DX推進計画によりますと、その基本方針はデジタルの活用により一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せを実現できるというふうにあります。住民の皆さんに最も近い地方自治体であります市町村にとってこの計画はですね、そのあり方や個々の業務に、大きな変化を与えることになるわけでありまして。デジタル化実施計画に沿って、一定の期間をめぐりに取り組んでいかなければならないと考えております。どのように自治体DXを推進していくのかをお伺いをいたします。

まず1点目でありまして、政府が示しているデジタルガバメント実施計画とはどういうことなのか、その中で自治体が重点的に取り組む事項は何かをお伺いをいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森川デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（森川 直昭） それではただいまのご質問にお答えをさせていただきます。まず、デジタルガバメント実行計画と申しますのは、閣議決定を得て作成されたもので、国の行政機関等の情報システムの整備に関する基本的な計画として位置付けをされており、最新版は昨年12月に作成をされております。この計画が目指すものにつきましては、デジタルの活用により一

一人一人のニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化となっており、令和2年12月から令和8年3月までを計画期間としております。そして、この計画で取り組むべき主な内容といたしましては次の5点でございます。1つ目、利用者中心の行政サービス改革、2つ目、デジタルガバメントの実現のための基盤の整備、3つ目、行政手続きのデジタル化、4つ目、業務におけるデジタル技術の活用、そして5番目、地方自治体におけるデジタルガバメントの推進、となっております。そしてこの最後の項目に関連いたしまして、先ほど議員がおっしゃられたように、地方自治体向けには、これも去年の12月に総務省が作成いたしました自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画、略して自治体DX推進計画が作成されております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） ただいまデジタル戦略室長からですね、お答えいただいたわけでありますが。先ほど私も言いまして、お答えもいただきました。少しこの分かりやすくちょっとお答えをしたいんですが、いわゆる一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せを実現できるというふうにあるわけでありますが、これを具体的に分かりやすく言うとうどういう事なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森川デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（森川 直昭） このデジタルガバメントのいわゆる目指すビジョン的なところを先ほど議員ご質問いただきましたけども、一人一人、まあ多気町に置き換えてみますと、一人一人まあ住民一人一人のニーズにあったということ。これはですね、今までいわゆる例えば行政と対住民というか、対面あるいはこういう書面等でやり取りしていたものを、デジタルを使うことによって、例えば今までそういった対応できてない方々へもそういったデジタル

の技術を使ってですね、例えば自宅にいながら行政と何かそういう対話ができるとか、あるいは最近ではテレビ会議等も非常に普及しておりますので、そういったもので、自宅にいながら画面を見ながら一緒に行政と役場の窓口とか何かこう連絡ができるとかですね。そういったものが想定されるのではないかなというふうに、まあ多様な幸せっていうのは、そういった今までなかなかその人的なところ、予算的なところでできなかったところをですね、そういったやっぱり住民さん困っている場面、あるいは困っている方々にこういうデジタルのことを活用することによって、そういった手が差し伸べれるっていうんですかね。そういったのが、事前に具体的にどういったものかというのは、これから国も考えながら、本庁のほうも今年、室が立ち上がりましたので、具体的に考えることになろうかというふうに思っております。イメージとしてはそういったことになろうかと思えます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） では2点目の、本町は令和3年4月からデジタル戦略室が設置をされまして、いつまでにDX計画、いわゆるデジタルトランスフォーメーションなんですけど、この計画を作らなければならないのか。おそらく何か年計画というもとの進められと思うんですが、全体計画と言うのはまだ1回も見たことがございませんので、その辺を概略をですね、ちょっとお聞かせいただきたい。何か年計画なのかどうか、それからデジタル化の推進体制、まあ今職員を配置しながら4名ですか、やってみえるわけですが、そういうようなことも含めてお伺いしたい。それから情報システムの構築、それから行政手続きのオンライン化、先ほど若干出ましたんですが、それからセキュリティ対策等々がこのDX計画の中の必須条件として色々出て参りますんで、これをですね、わかりやすくちょっとこう、細かく細部にはいりませんが、ちょっと分かりやすい表現でお教えいただきたいと思っておりますので、これらについてお伺いをいたします。それからもう1つ、セキュリティ対策等もあがっております。

こういった今申し上げたことをお伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森川デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（森川 直昭） 現時点です、地方自治体独自で先ほど議員がおっしゃられたDX推進計画の作成の義務付けはございません。現在で本町では先ほど申し上げました自治体DX推進計画これはかなり細部にわたって計画をされておりますので、それを元にですね、本庁におけるデジタル化の取り組みを現在進めているところでございます。この自治体DX推進計画につきましては、令和3年の1月から令和8年3月までの約5年間の期間におきまして、議員が先ほどご質問されたいろんな項目につきまして、取り組みを進めることとなっております。まず1つ目の推進体制についてでございますが、これはもう先ほど議員がお話されましたように、本町では本年4月に当室デジタル戦略室を設置いたしまして、現在職員3名、それから地域活性化企業人1名を配属されまして、全町的なデジタル化の推進を行っているところでございます。その他ですね、情報システムの構築、それから行政手続きのオンライン化、セキュリティ対策につきましては、いずれも密接に関係をしております。住民等の行政サービス、例えばですね、役場からの情報発信や、それから様々な行政手続きにつきまして、現在はほぼすべてをですね、書面いわゆる紙やそれから対面で行っていたものを、デジタル技術を活用して十分なセキュリティ対策を施した新たなシステムを構築し、例えばですね、自分だけの情報をスマホで受け取っていただいたり、あるいはスマホのみで行政手続きを行ったりできるようにするということでございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） ただいまお答えいただきましたんですが、職員3名さらに企業人が外部から来ていただいているわけですが、1名ということでトータル4名ということなんですが。さらにお聞きをしますが、企業人1名の方は

こういった職務でこういった仕事を、それから年数はどれぐらいみえるのか、今後ですね、をお聞かせいただきたいのとですね、まあ4月から5年間でこの仕事をやっていく計画なんだということです。まあ室である以上、そのうち室ですのでそのうちなくなるんだろうと思うんですが。まあいつかというそれは別としてですね。まだ一年は経っておりませんが、今の時点ほぼまあ来年3月で一年になるわけですが、進捗状況もお伺いしたいと思います。今、申し上げた2点についてお伺いします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森川デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（森川 直昭） 当室に配属されております地域活性化企業に、以前は地域おこし企業人という名前で昨年度までは企画調整課に属していたものを今回室を立ち上げることによりまして、当室のほうに配属をされております。彼の勤務につきましては、まず月の半分ほど、月20日として月10日ほど実際に多気町役場のほうに来ていただきましてしてします。派遣元につきましては、もう皆様ご存知のようにソフトバンクから籍を置いたまま派遣をされているような形態でございます。企業人のまず1つの仕事と言う、もうかなりの高度ないわゆる人材、ITの関係の知識、技能をお持ちですので、あるいはそういう会社がバックアップをしていただいておりますので、いわゆるまあ現在のそのいろんなデジタル化を進める上での具体的にですね、こういった業務はこういったデジタル技術を使えばいいというふうな、そういったアドバイスをたくさんいただいているところでございます。それから一緒に今年の4月に入ってから、各課にも依頼して、業務改革、デジタル化をそのまま今の仕事をそのままするのではなくて、必ず中身を見直した上でデジタル化というふうな進め方をしていきたいというふうに思いますので、そういった中に一緒に入ってくださいことによりまして、やっぱり外部の方ですので、そういった私たちがなかなか普段中で仕事していると気が付かないところをたくさん指摘をいただいたりして、そうやって改善につながっているところもございます。それから、

今年一年入ったところでなかなかその具体的にじゃあ何が始まっているかというふうなあたりにつきましては、まだ役場内にとどまっている所がたくさんございます。業務改革では見直しをして、もうこの業務につきましては廃止をしてもいいんじゃないかなというふうなところ、今まで続けてきたけどもじゃあそれがいったい本当にいるのかというふうなあたりで、原点に立ち戻って見直した業務等もございます。

今後につきましては、いよいよこれをですね、先ほど申し上げたように、住民の方々がそういうオンライン化で行政手続きできるようなということで、対住民さんのほうにもそういったデジタル化の取組を広げていきたいというふうに考えているところです。地域活性企業人さんにつきましては派遣元であるソフトバンクさんに現在依頼をいたしまして、先ほど申し上げたように期間が経過がこれからまだ5年間という長い期間がございますので、できる限りの支援をいただくように、その会社のほうには依頼をしまして、まずはまあ最低来年度につきましても引き続きですね、配属を願って一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） それでは、次の項目であります。自治体の情報システムの標準化、共通化につきまして、自治体の主要な業務はですね、医療、介護、健康、防災、私間違っていわれる農林等々も上げとったんですが、これはまあ対象外ということでお聞きをしましたので、これ削除してですね、など17業務があるということでございます。考えてみえるシステム移行はどういった業務なのか、17業務あってですね、何から取り組んでいるのかということ、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森川デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（森川 直昭） 本町も含めまして全国の自治体における情

報システムにつきましては、これまで各団体がバラバラに導入をいたしまして、システムの発注、維持管理や制度改正による改修対応なども各団体が個別に対応せざるを得ず、負担が大きくなっているところでございます。そこで、国地方を通じたデジタル化を進める観点からも、各自治体のシステム機能が標準化されていることが望まれ、さらに情報システムの利用にあたっては、自治体職員の事務負担の軽減という観点からも、全国的なサービスとして提供される情報システムを共同で利用するという運用方法が最も効果が見込まれるところでございます。このような考えから、先ほど議員がおっしゃられました、今回、自治体の主要な業務である 17 業務におきまして、令和 8 年 3 月までに全自治体へ標準化、共通化されたシステムの導入を目指すものでございます。現在は国において各システムの仕様書を作成中であり、この仕様書が完成すれば、次は民間事業者が現在のシステムの改修等を行い、自治体が導入することとなっております。自治体におきましては、今後システムの改修内容の確認や導入に向けた予算措置が必要となってまいります。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4 番（木戸口 勉幸） 時間ございますので、最後の項目であります。4 つ目のDX推進計画には、マイナカード、いわゆるマイナンバーカードの普及が何より重要というふうに考えます。今朝もまあテレビでですねやっておりましたんですが、大きな予算を持って来年で終わるようなことも言われて、来年度ですね、言われております。国は 22 年度は来年度末あと一年ですが、までにはほとんどの住民がマイナーカードの保有を目指すというふうにしております。現在の保有状況はどうなっているのか、またマイナーカードの普及促進はどういうふうに考えるのかをお伺いをいたします。

○議長（前川 勝） 木戸口議員。ここであの質問時間がもう過ぎて答弁へ入ることが、時間が残っていた段階で答弁へ入れるんですが、答弁に入ることができないという規定決まりに申し合わせ事項となっておりますので、申し訳ない

ですが、答弁はここで発言できないということでご了解いただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 以上で、木戸口議員の一般質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。9時55分再開といたします。お願いいたします。

（10番 山際 照男 議員）

○議長（前川 勝） 再開します。

5番目の質問者、山際議員の質問に入ります。

10番、山際議員。

○10番（山際 照男） 10番、山際でございます。

議長の許可を得ましたので、私からは1つ目、全国学力学習状況調査について、もう1つは職員の募集について、の2つの項目を町長、教育長並びに担当課長に一問一答方式でお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。それでは質問に入ります。

全国学力学習状況調査は、紆余曲折を経て、文部科学省が2007年より小中学校において43年ぶりに悉皆方式という全員調査の形で復活をさせました。現在の全国学力調査は、いわゆる日本全国の児童生徒の純粋な学力調査ではなく、学力の向上を図る指導に役立つテストのために構築されたものであります。昨年は新型コロナウイルス感染症で中止されましたが、2年ぶりの調査が行われ、本年は5月27日に小学校6年生と中学校3年生で実施されました。そして文部科学省は8月末に結果、概要版でございますが、を公表いたしました。子供の学力が高い都道府県から平均値順位を見ると、三重県は、小学校、算数、国語ですが28位タイ、中学校は26位タイとなっています。そこで、全国学力学習状況調査の結果報告をもとに次の質問を行います。なお、すでに公表されているところではありますが、よろしくお願いたします。

まず1点目でございますが、全国学力学習状況調査の目的をお伺いいたしま

す。これについては、ホームページ等の結果報告で目的は述べられておりますけれども、再度噛み砕いて説明をいただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） それではお答えさせていただきます。全国学力学習状況調査の目的についてでございますけれども、1点目は学校施策の成果と課題を検証し、そしてその改善を図るということがまず1点目の目的でございます。2点目は教育指導の充実や学習状況の改善に役立てる、これが2点目でございます。3点目は継続的な検証改善サイクルを確立していく、以上の3点が学調の大きな目的ということで示されております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） ありがとうございます。まあ、この学力テストに関してはですね、小学校6年生と中学3年生が対象であるんですけども、両者とも半年で卒業っていうことですね、そういうような状況の中で実施されるっていうのは、先生方のこれ過重労働になるんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。要するにまあ、先生方の働き方改革っていうのがですね、執拗に今問われているような状況の中で、業務負担が増えるというような状況があるんですけども。これにかかる先生方の負担の、どのようなものか教育長は把握されておりますでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。当初、学調が初めてスタートをした時点では、先生方からは先ほど山際議員言われたように、非常に働く者の身になって考えていない、あるいは生徒の状況を見るのにこのテストがふさわしいのかどうか、そういう議論もいたしました。ただ、実際に実

施をされ全ての小学校6年生、中学校3年生対象で実際される中で、当時まず反対をする、実施に対して反対をする県っていうのがございました。その中で、それであるならばこの学調を上手く捉えながら先生方の授業の改善につなげていく方法はないものかどうか、あるいはその結果から見えたことで、子どもたちの力を伸ばせるきっかけになるのではないかということで、今現在、先生方は前向きに捉え、取り組みを進めさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） あのそういうような現状であると言うことでございますが、私とその全国学力学習状況結果っていうのが分かったのが、まあ教育長の報告でありましたのがあまりピンとこない、ピンというかすぐホームページを見れば良かったんですけども。この勢和中だよりっていうのがですね、各戸を回覧で回ったんですよ。で、これで私も目覚めたっていうんか、形ですて、この質問に至ったわけなんですけども。この、これをいろいろと検討していただいとる中には先生方の非常に仕事っていうかこう増えたんじゃないかなということで、そういうのを聞かせていただいていたんですけども。この中でですね、まあ多気町の中でのその分析をされているんだと思うんですけども、まあこれが分析については2項目目のに入るんですが、2項目目に入ります。

この中でですね、10月5日付の夕刊三重に松阪市が結果を発表いたしました。報道によりますと、松阪市の分析結果は、小学校の国語科目で文中での漢字の使い方、算数科目でグラフからの特徴や傾向の読み取り、を成果に上げています。国語で文章全体の構成や展開を考える力、算数では図形の面積の求め方が課題に上がってます。また、中学校では国語で文脈に即した漢字の読解力、数学でデータからの特徴や傾向の読み取りを成果として、国語で文脈中の語句の意味の理解、数学で問題解決法の数学的な説明力を課題として指摘されております。多気町におきましても概要は届いていると思われまますので、公表結果に

つについてはお伺いしますというふうに私は質問を書いたんですけども、すでにもう公表はされておりますので、この公表結果を見れば一目瞭然で分かることなんですけども。これはまだ夕刊三重にはリリースされております。ということで、ちょっとお聞きしたんですけども、リリースされておりますですよ。まあ私の確認不足で申し訳なかったんですけども、結果公表につきましてはスルーしていただいても結構なんですけど、ただ私、勢和中学校のですねこの回覧を見ると、弱みの中にその文脈を読み取ったり、場面の展開を読み取ったりすることが出来ていないってまあ国語なんですけども。それと数学は、数学的な解釈や数学的な表現に課題が見られたっていうような、まあ非常に分かりやすい、こういう弱みとか強みがですね。構成を工夫して文章を書いたり、語句や文の使い方に注意して書いたりすることはできていた。それから数学では数と式、関数、図形、資料の活用全てにおいて、県及び全国を上まったと。いうようなですね分析をされているんですよ。で、まあこれだったら、こういう分析もされたんでしょかなというあれはあったんですけども、私はちょっと分からなかったんで申し訳なかったんですけども。ただ、特にですね、この多気町の分析の中の5項目のICTの活用について注力するという項目があるんです。で、今回の調査では、家庭でテレビゲームをする時間と正答率が強く関係することが判明したという専門家がおります。これについて教育長のちょっと所見をお伺いしたいと思うんですが。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） あのICT関係の前に、途中、山際議員のほうで新聞社等へのリリースて言いますか、その事もございましたので、それもちょっと併せてお答えをさせていただきますと、9月15日に多気町のホームページにまず載せさせていただきました。そしてその直後に、毎年なんですけれども、松阪の結果が載った、新聞と同じところに、それでもずっと前になります。9月の15日、発表直後ぐらいに載ったのではないかなというふうに思っております。

ます。また、それぞれの小中学校では、先ほど勢和中の例を出されましたけれども、同じような便りであったり、あるいは学校評議委員会というのがございますので、そちらで結果のほう、結果あるいは分析につきましての説明はさせていただきますというふうに思っております。

それから、家庭でのテレビゲームをする時間と平均正答率の関係というところでございますけれども、長時間に及ぶゲーム、そういうICT関係に深くまあ沈んでいくとか浸ってしまうとか、そういうことについては、学習あるいは基本的な生活習慣を乱す、あるいは健康面においてもあまり影響を及ぼすものだというふうには考えておりません。町内の小中学校におきましては、長時間に及ぶゲーム等の脳への影響や生活、学習への影響等を懸念をいたしまして、ノーメディアあるいはアウトメディア週間の取り組みを行っております。この取り組みは、過度なメディアとの接触を意図的に避けることで、家族との会話や読書の時間に当てたり、あるいは学習に集中することの大切さに気付いてもらうきっかけとなるようにと考え、実施をされてきた経緯がございまして、年間を通じてそれぞれの学校であるいは中学校区で同じ日に実施をして、小学校の子供さんがいる家庭、中学校の子供さんがいる家庭、一緒にやって取り組めるように、PTAとも一緒になってさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） ありがとうございます。いろいろとノーメディアデーとかそういうのも作っていただいたり、いろいろ努力されておりますので、あれなんですけれども、確かに教育は短期間で成果が示されるわけでもないんで、長い長いスパンでこうやるということになるんでしょうけれども。その点いろいろこの学力テストっていうのは非常にまあ問題があると思うかどうかわかりませんが、この順位を見ると、秋田がですね、秋田、福井っていうところがトップなんですよね。で、秋田県なんかは塾へ行く子供がものすごく少ない

というところで、それでもまだトップをしていると。まあ昔はその学校の競争っていうのがあって、点を下げる子を抜いて平均点を出しているというようなこともあったり、そうらしいんですけども。今はもうそういうような競争シーンっていうのがないもんですから、まあ自然な教育っていうんか、テストでやっているということらしいんですが。まああの、三重県ではですね、まあ小学校が、あ、3項目目へ入ります。三重県は小学校が28位タイ、中学校が26位タイという順位をつけられているんですけども、多気町は県下の市町でどれぐらいの位置にいるのかお伺いしたいと思います。で、まあ学校別は配慮事項で非公表でも構わないということですので、これについては公表は可能なのかどうか、その点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えをさせていただきます。まず、小学校の算数では県の平均正答率よりやや高く、全国の平均正答率とは同等でございます。国語は国、県よりやや低くなっております。また、中学校の数学は県の平均正答率よりやや高く、全国の平均正答率より高くなっています。国語は県の平均正答率と同等ですが、国の平均正答率より低くなっております。県下の市町での中間あたりの状況でございますけれども、中学校の数学はかなり高い位置にあるかというふうに思っております。

それから学校別の公表についてでございます。学校別の位置の公表は可能かということですが、本調査で測定できるのは、子どもの学力の一部であることや、小規模校におきましては1人の結果で全体の結果も、大きく変わるということもございます。そういうところも考慮をし、過度の競争を生まないためにも、学校別の順位というのは公表を控えております。

各学校におきましては、先ほども言わせていただきましたけれども、保護者に対して全国平均正答率と比較をした、「高い」「低い」という表現を用いて、学校だより、ホームページ、学校評議委員会等を通じて公表を行っているところ

ろでございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） ありがとうございます。まあ、そこまでは公表するっていうのはちょっと難しいかなと思います。この学力向上委員会っていうのが、10月21日に開催されたということらしいんですが、各学校の強み、弱みを出されて改善方法を検討されるんじゃないかなというふうに推測される、と思ってるんですけども。やはり授業の基本は板書と授業の話。いわゆるまあチョークとトークであると言われてる、まあ聞いております。まあICT機器はですね、どんどん入ってきてるんですけども、まああくまでも授業をサポートする機器なんだということで、本来のその、これはまあ、機器は1つのツールであるということで、本当の教育っていうんか、子供たちの教育させるのはやはり黒板書きと授業の話、いわゆるまあチョークとトークっていうふうに言われてるんですけども。そういうようなことで、一つのICT機器では、深い学びには繋がらないですよというようなですね、もう研究者は言われておまして、そこらへんもやっぱりその、私も教育者じゃないんで分かりませんが、こういう学力向上委員会とかそういうところで研究していただければありがたいと思います。で、AI的なロボットっていうんか、AI授業が今後どんどんどんどん出てくるんじゃないかなと。人間の心までAIになってくると、これは大変なことになりますので。やはり人間は人間の心として、やっぱり使うっていうか、やっていただくような教育をしていただきたいというふうに思っておりますので、それについても一つよろしくお願ひしたいと思っておりますので。先生方も大変だと思いますけども、今後ともよろしくお願ひいたします。

次の質問に入ります。それでは2点目でございますけれども、職員の募集についてでございます。地域住民の行政ニーズの多様化や人口減少の到来など、取り巻く情勢の変化に対応等、行政需要は複雑多岐にわたっており、行政サービスの提供の方法も多様であります。適確な行政サービスを遂行して行くため

には、定員管理が必要であります。そこで、定員管理関連の職員募集について、次の質問を行います。

1点目でございます。令和4年4月1日採用予定の職員採用試験の実施ですが、本年度、事務職に限って初めて前期、後期と二度試験を実施されます。まあ、これ応募の日が早い、間隔が短いということで、なんですけども実施されますが、この考えをお伺いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。年度の早い段階から人材を確保したいという思いで、前期、後期に分けて2回実施しております。また、近隣市町においても同様に実施しているため、他市町へ人材が流れる前に確保したいという思いもございます。今年度は初の試みであったため、事務職のみという判断をしました。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） 早くから人材を確保したいという思いという部分があるんですけども、あくまでも事務職っていうことでございます。で、本来ですとね、事務職、これ広報たきに案内されてされているんですけども、5月号と6月号、5月号は前期、6月号は後期で、本来前期後期なら半年ぐらいの後っていうんか、そういうような部分もあってもいいんじゃないかなというふうに思うわけなんですけども。ただ、この案内を見てもみますと、保育士の場合ですね前期は無いんですよ。で、「後期に保育士はやりませう」という案内があるんです。にも関わらず後期には無いんです。これ、保育士は会計年度任用職員の募集だけなんです、12月号で。このようなことはですね、保育所の職員に応募したいって言う人に対してですね、どうも欺いたような感じの募集要項じゃないかなというふうに思うんです。で、本来まあ前期後期と言うのは前期で応募者が定員に達しない場合、後期に追加募集という方法を使われると思いますけど

も。まあ前期すでに定員に達する人員をですね確保できた場合、まあドタキャンで内定したにもかかわらずドタキャンされたっていう場合も、ケースもあるかも分かりませんが、そんな見越して後期に内定するということはできませんので、そこら辺の部分がですね、非常に分かりにくい。で、役場ですから定員をですね、これは定員条例っていうのがありますから、そこら辺で定員というのはきっちり決められるとは思うんですよ。この多気町職員定数条例がありますから。ここできっちり決められてするんじゃないかなと思うんです。ただ、補充にしても定年退職で辞められた方、再任用で雇う方も含めてですね、そういうのも換算してまあ募集をかけるというのは分かるんですけども、何か分からないところが非常にある。で、これ障害者ですね特別枠の採用選考するとかですね、社会人の特別枠をするとかですね、そういう部分でやるんなら、まあ私もなんですけども、前期後期でやって、増しては後期には保育士は採用やりますよという案内を出しとるにも関わらず保育士はなっていないというところがあるんですけども、そこら辺はどういうふうな形になってるんですか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） まずですね、前期と後期の間隔のことを問われたと思います。前期に関しましては今年初めての試みでいつぐらいの時期が望ましいのかというのを検討して、ちなみに、近隣市町では6月の20日に実施されるというふうな情報もいただいた中で、その1週前にうちは実施をしたところでございます。で、近隣市町も6月にされるということでしたので、まあうちも6月で妥当ではないかという判断をしてまずは日程を決めにいった。後期に関しましては三重県町村会のほうで統一した試験日を設定されております。これはもう例年9月の中旬というふうに決まっておる、決まっておるというか例年こういう流れで来ておりますので、間が短かったというふうな結果になってしまいましたが、近隣の市町も同じような流れで動いているという中で、先

ほどもお答えさせていただきましたように、早い段階から少しでも人材を確保したいという思いで今年度初めて実施をさせていただいたところです。

もう1点、保育士の募集が前期ではあったのに後期は無かったという話ですが、今前期の募集要項も見ておるんですが、その際に保育士に関しては後期で行いますというふうな文言をうたって無いかと思いますが。おそらく会計年度任用職員では何回もと言うか、時間の短い方、フルタイムの方、色々あるかと思えますけれども、そういった方の募集は行ってはおります。ちなみに後期に関しましては保育士は募集しておりません。社会福祉士と保健師を追加で募集しておる次第でございます。以上となります。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） いや、この保育士ですね、この案内、これは令和3年5月号。「後期試験（事務職、保育士等予定）については広報6月号および多気町ホームページでお知らせします」という案内があるんですよ。それにもかかわらず、この6月号の後期職員募集には無いと、保育士の部分は無いんだ。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 申し訳ございませんでした。あくまで5月号に載せた段階では、保育士の募集に関しては予定ということで掲載をさせていただきました。広報の締切の関係もありますので、およそ1カ月前に原稿は作らないといけないという現状の中で、その段階では予定という表記にさせていただきました。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） 応募者にとっては生涯の仕事になるんですから、もう大事なことです。その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目に入ります。前期後期のその募集要項で、受験資格の年齢がですね、

前期の場合、平成9年4月2日以降に生まれた方という案内、これは24歳です。後期の場合は、平成3年4月2日以降に生まれた方、30歳となっております。これ、前期と後期の応募年齢が相違していますが、その意図をお伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 前期に関しましては、事務職のみの募集ということから大学生、それから大学院生の新卒を中心に考えました。で、24歳という設定をしております。後期に関しましては、社会人経験を含め、事務職、保健師、社会福祉士を募集するため、年齢制限を少し上げ幅広く募集した次第でございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） ちょっと待ってください。それは各項目ごとに年齢制限はありますよ、あの説明されてますよ。これ、なぜ4月、前期にこういう24歳、これはまあ大学院修士までっていうのは分かりますよ。あのなぜ24歳。普通だったら30歳までっていうことなの普通じゃないですか。前期と後期に年齢が違うっていうのが、どうもその合点がいかないと。普通だったら募集要項、特に官公庁なら年齢は一緒にするべきだと思うんですけども。なぜこういうふうに24歳で切る、まあ30歳というのはこれはもう9月にやるのは例年ずっと調べましたが、30歳というのは変わってません。変わってませんけども、以前にはちょっと受験年齢が違うところもあるふしがあります。特に保育士の年齢がもうガタガタで、今年は受験できるだろうと思ったら受験できない年齢だったり、来年やろかと思ったら来年はもう受験年齢が枠内に入っていないとかですね。そういう部分が非常に保育士の場合がありました。で、この前期後期の部分で非常にこの年齢っていうのが、なぜこんな24歳と30歳っていうのが、これは分からない。ここらへんこれはもう本当に応募者にとっては非

常に大変なことだと思えますよ。ましてや官公庁ですから。って言うことですね、まあこれはいっぺん聞きたいというふうに思っていましたんで、あまりきちんとした答弁じゃなかったんやなと思えますけども。これ、再度もう一度、社会人枠を含めて 30 歳というようなことも言われましたけれども、なぜその、もう少し詳細に説明を丁寧にしていただけませんか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、すみません、ええと、基本的なところは、先程の回答をさせていただいたところなんですけれども、事務職、保健師、社会福祉士、それから保育士といった、あくまで職種で考えておりますので、年によっては事務職が無い時もあります。で、退職が保育士に関しましては今年度退職が無いということから採用を見送った次第でございます。それと同じように事務職に関しても無い場合もございますので、それはそれぞれの当初の段階で募集職種をまず決めて、そこからまず年齢層も社会人枠の歳の部分も含めて検討して、町のほうでこれくらいの年齢でいきましょうということで決定をして、募集をしているところでございます。ちょっと詳細になったかどうか分かりませんが、以上となります。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10 番（山際 照男） 次にまいります。ちょっと時間が無いんで。この採用予定人数に若干名と定められておるんですけども、採用試験の結果によっては採用ゼロということもあり得るのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 本来、若干名とは 1 名から 10 名程度の人数を表しますが、採用試験に関しましては、試験結果や内容によってはゼロということもあり得ます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） 4番目に入ります。採用予定者の決定時期が不明なので、二次試験の結果いかんによっては後期に再チャレンジという受験者も来られるかもしれません。前期、後期両方受験は可能と思われそうですがいかがですか、その点。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 事務職に関しましては前期後期のダブル受験は可能でございます。実際、前期の試験を受けられた方、後期も受けていいのかという質問もいただきましたが、可能ですという返答をしております。実際、4名の方が受験をされております。以上でございます。

○議長（前川 勝） これで時間となりましたので、以上で山際議員の一般質問を終わります。

○10番（山際 照男） 終わります。ありがとうございました。

○議長（前川 勝） 休憩を取りたいと思います。10時50分再開でお願いします。

（3番 坂井 信久 議員）

○議長（前川 勝） 再開します。

6番目の質問者、坂井議員の質問に入ります。

3番、坂井議員。

○3番（坂井 信久） 3番、坂井でございます。

それでは、ただいまから私の一般質問を始めさせていただきます。今回私は、2点の課題について通告をいたしております。1つは、来年度以降の公共交通計画について、それから2つ目につきましては、公職選挙法に基づく公職選挙の投票率向上についてでございます。

それでは1番目のほうから進めます。本年6月定例議会におきましてお聞きをいたしておりますが、私自身、平成26年8月より議席をいただいて政治活動をしております。それ以前、平成25年度中に地域のバスが廃止されたこと、また地域に対して合理的な説明もなく、このことが実施、まあ廃止されたことは残念の一言に尽きるのであります。これは我々、特にこの多気駅からいわゆる下の5字がそんなふうに感じているわけでございますが。この地域の利用者は数少なかつたかもしれませんが、相可地域への買い物、あるいは医療機関への通院、これはまあ内科、整形外科、それからまあ歯医者さん等がございますが、そういった所への通院、それから我々のほうでは毎月4人の方ですね、週に3回から4回、元丈の里の足湯のほうへ通われておられましたんですが、これらへの利用がなっとしても必要な交通手段でもございます。今までの経過につきましては今さら逐一申し上げませんが、この問題を再々にわたり、私に取り上げていることをまずご容赦いただきたいと、こんなふうに思っております。そして6月定例議会でも一部の計画についてはお聞きをいたしました。その計画の全容については、12月に開催される予定の公共交通審議会に提案したい、この旨の答弁がございました。従いまして、それら計画の全容及びその実施時期の予定などお聞きをしたいと、こんなふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの坂井議員の質問にお答えをいたします。

6月議会の答弁で、12月開催予定の公共交通会議に提案させていただきたいと答弁をいたしておりますが、公共交通会議の開催が来年の1月の14日の開催となっております。そして提案内容につきましては、6月議会で答弁させていただきましたように、西相鹿瀬線につきましては令和4年4月で廃止するように考えております。そこで、9月27日に外城田地区の区長会を開催し、西相鹿瀬線の廃止予定について説明をさせていただきました。その時に、廃止

について町から回覧等により周知をしてください、という意見をいただいております。なお、周知につきましては、1月14日の公共交通会議で承認されましたら回覧をさせていただく予定でございます。

でん多につきましては、現在、午前8時から18時の運行となっておりますが、バス路線の廃止に伴い、午前7時30分から19時の運行とさせていただく予定でございます。そして幹線バスの現状は、現在車両2台で一日6便運行しているものを、令和4年4月から3便に減便し、まあ3.5便になるんですけども減便し、車両1台での運行を考えております。これにより、運行経費が4割ほど削減できる見通しでございます。また、平成26年10月27日に、多気駅から向こうの字、5カ字の区長さん、河田、南弟国、北弟国、下朝長、中朝長の区長さんからバス運行の要望をいただいております。そして、平成30年9月に開催されました公共交通会議で、バスの延長を見直してもらえないかと、委員の方から提案をいただきました。また、高齢者の免許返納者が増える中、アンケートを実施してはどうかと事務局より提案をさせていただきましたが、協議には至らなかった、ということでございます。しかし、その当時とは今は状況が変わっており、高齢者の方の交通事故等が、毎日、テレビ等で報道されております。そこで、河田まで幹線バスの延長を2年間、試験的に実施できるように、公共交通会議で提案をさせていただきます。しかし、利用者が少ないようでありましたら、また、廃止をさせていただきますので、議員におかれましても、利用促進を図っていただきますよう、どうかよろしくお願いを申し上げます。今後は、でん多を中心とした交通網を形成していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） ありがとうございます。2カ年の延長につきましては非常に感謝を申し上げたいと、まあそんなふうに思いますけれども。実は私はこれもう再々、今まで公共交通審議会の委員長である副町長の伊藤さんにお話を

しておりますけれども、この公共交通審議会のあり方といいますか、以前から申し上げておりますように、まあ、大学の偉い方が入っておられると。その方が非常に政府に影響力がある。そのために補助金が一定程度つくということで、この前提にバス運行を長くされておられた。これはもう確かに非常に大きな、経済的にもですね、金銭的にも大きなことだというふうに思いますけれども。他方ではその地域の意志と言いますか、あるいは住民のその意志というものが、まあ全然反映されやんって言いますかですね、多くの先ほど正にありました陳情したりあるいは審議会を傍聴しに来たり、地域としては困るというふうなことが全然反映されやん、あるいは区長会の代表の委員の方がですね、そういう発言をしてもなかなか採択されやんというようなことが見られた。こう思いますので、私はまあこの先、この審議会をまた継続されるんかどうか分かりませんが、もう一旦私はもう廃止をされて、お聞きをしますと 500 万ぐらいのお金だというふうに聞いております。そうすと全体でまあ 4000 万弱の今、公共交通にかかっておるわけですから。そのことを思うよりもですね、この近隣の町がやっておられる公共交通会議はなし、もっと住民の意志が反映されたような、これからぜひ運行をですね、お願いしたい、まあそんなふうに思います。従いまして、まずその審議会のこれからのどういうふうにもあて多の方式にしてもですね、これから公共交通審議会をさらに継続されていくのか、されやんのかですね、そこら辺をまずちょっとこの際お伺いしたい。こんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほどの質問にお答えします。町といたしましては、まず補助金をいただくかいただかないかという 1 番大きな問題があります。公共交通会議を開催するということは、国の補助金をいただいて、まあ 500 万弱ですけれどもいただく方法と、また独自でする場合、玉城町、大台もそうですが、補助金をいただかない公共交通会議を開かない、というやり方の 2 種

類がございます。まあ、ここでどちらにするって言われるのは大変難しい質問ではございます。今後、その辺については公共交通会議の中で話し合いをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） これはまあそれからの問題やというふうなまあ認識でおります。ぜひですね、私はあの大学の先生は入っていただいて結構なんですが、地域やら住民のその意志が反映されるようなですね、交通体系を私は是非これからも進めていただきたいというふうに思います。それからもう1つ、実は今日の機会にぜひお聞きをしたいとこんなふうに思っておりますけれども、もうこれは町長以下ご覧になっておられると思います。夕刊三重の12月6日の日付ですね、大台町がタクシーのAI配車実験、これを実は取り組んで実証実験ですね、取り組んでおられます。4地区でやっておられます。これはなぜかと申しますと、いわゆるスーパーシティの国家戦略型特区にこの事業の中にこれの助成事業があるというふうなことで、いわゆる乗合的なタクシーですかね、こういうふうなどうもAIオンデマンド交通、こういうふうなものを取り組む。まあ実証実験をされたというふうなことが掲載されております。これは4台を今、実験車両としてはですね4台を配車をして、どんなふうなところかと言いますと、いわゆる乗りたい時間に乗りたい場所から行きたい場所に移動できる。まあこういうふうなフルサービスというふうに聞いておまして、こういうふうにかかれております。で、スマートフォンかですね、道の駅おおだい、あるいは報徳病院、こういうふうなところにその申込みの機械が設置をされておまして、モビリティボードっていうものを役場とかそういうところに置いてある。それから予約をするということで、そのAIが調整をして乗り合わせてですね、その自分が行きたいところへ移動するようなかたちをやるというようなことで、まあ持続可能な公共交通を目指すと、こういうふうなことが掲載されておりました。これについてはですね、実は関わりあります、うちもこの大日本印

刷の椎名さんですね、うちに紹介ございました椎名さんが関わっておられて、いろいろアドバイスをしておられるというふうなことも掲載されております。まさにうちは町長がこのスーパーシティの特区のいわゆる先鞭者と言いますか、他町を呼びかけたご本人であるし、呼びかけた町としてですね、私は是非これ大台町に負けやんと、この取り組みこそですね、取り組まれたらどうです、この際。いっそ今、副町長がお話になる大幅にバスを廃止するという事は、大幅に交通体系が変わるわけですので。スーパーシティを呼びかけておいて、それをやらんっていうのは私はちょっとですね、多気町のその、メンツもたたんじゃないかと。これはもう是非、うちが先鞭を切って、私とかがやるような形でみなさんもどうですかというふうなことに、ぜひ私はこれ一考していただきたい。ぜひ町長も含めた庁内会議で。でないと、多気町は言うという自分とこはせんのかということでは、ちょっと格好も悪いし、多気町としての立場もですね、まずいものになるんじゃないかなと。

それからもう1つは、やはりスーパーシティのことが再々新聞に載っておりますけれども、直接住民の方、俺らに何の関係あるんやろうと、私らにこのスーパーシティどういうふうな関係があるんやろという話は、これまま耳にします。だから、一定程度VISIONさんの中ではですね、それがいわゆる活用されるような事業をたくさんできるだろうけれども、いわゆる一般の住民が果たしてスーパーシティ、スーパーシティって名前はええけど、どういう関わりがあるんやということが、これももう率直に思われておる方がたくさんおられると。私はまあ自分も2、3耳にしておりますけれども。ですから、このぜひこのタクシーをですね、AIオンデマンド交通ですか？これにぜひ取り組んでいただくと。いうご検討をですね、ぜひ私は町長以下の町政会議なり庁内会議でぜひ最終的には町長のご決断で取り組んでいただきたい。そこらへん検討されるかですね、この大台町のそういうふうな現行の取り組みなんか、どの程度までご承知しておられるのか、ちょっとお聞きをしたいとこんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 坂井議員のA Iシステムっていう質問いただきましたけども、今年の当初予算の時に一応担当課からはまあそういうA Iを使ったシステムの予約っていうのがございましたけれども、まあ何ぶん初めてのことで、一応予算計上は至らなかったという状況でございます。その辺りにつきましても500万ぐらいシステム代かかるという事は聞いております。今後のそれはまあ検討課題、どういうふうに持っていくか考えたいと思います。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） 少しくどくなりますけれどもですね、これはぜひ私は多気町としての立場、町長としての立場としても、私はこういう方向でやっぱりやっていただきたいというふうに思います。まああの少しシステムややり方が違いますけれども、玉城町のほうもやっぱりその申込みをしてですね、小さなスマートフォンみたいなので利用者が。で、町のほうで調整をして便を走らせると。いわゆるまあ効率的にやるというような事をやっておりますから、ぜひ私はそういうふうにしていただきたい。

それから、もう一つこれだけは、私は申し上げることではありませんけれども、これ、椎名さんが言ってます。椎名さんも言ってますけれども、やっぱりその公共交通というのはですね、まず公平性が大前提なんですよ。これ椎名さんも新聞言っておられます。公平性ですわ。したがって、我々がまあ冒頭ちょっと申し上げました、廃止をされたとか、そういうことやなしに、あるいは現在バス路線、あるいはそういうの無いところも含めて、全町民が公平性でないと公共交通という名前を使っていると非常に困る。それぐらいの定義がありますんで、ぜひ私は全町的なですね、今のまあ副町長がお話されたやつはもちろん全町的ななんですけど、そのやり方については、このぜひA Iオンデマンド交通、この大台町が今実証実験されておられますけれども、そういう方向でス

ーパーシティの私とこはもうあの先駆けの中心的な町としてですね、私はそれでやっていただくというのが、町民も私たちも納得できる。呼びかけ人としてもですね、町長さんもやっぱりそういうふうなことが立場としては1番必要ではないかというふうに思いますので、ぜひそういうふうな理解をよろしく願いしたいというふうに思っております。

それから、これはもう答弁結構ですけど、ちょっとこれは余談になりますけれども、実は西外城田線ですね、バス停の、あれはバス標識ということらしいんですが、それに我々廃止されたこのバス停が使われております。で、使われとるのはよろしいのですが、1面は新しい駅名のワッペンが貼って分かりませんけれども、裏面が実はまだ私らの地域の表示がされとるんです。非常にあれは住民感情をなっちゅいまするか、害するって言いまするかですね。例えば笠木口の裏には下朝長口のあれが貼ってございます。したがって、弟国、下朝長、河田の3つですねバス停が新しい西相鹿瀬線のどこかに使われておるはず。私は1箇所だけ確認してきました。これはやっぱり住民感情も汚しますしですね、やっぱりきちっとそれは両面とも新しいあれに直していただきたい。これはもうぜひ、そういうふうにしていただかんと、ちょっとこれは、そういうふうな住民感情を害しますんで、ぜひよろしく願いをしたいというふうに思います。

いろいろ申し上げましたけれども、ぜひそのスーパーシティのいわゆる主管的な町として、よろしくそういう取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それでは2番目に、課題に入ります。公職選挙法に基づく公職選挙の投票率向上について、でございます。本年10月31日執行されました第49回衆議院選挙につきましては、小選挙区投票率は55.93%と、戦後3番目の低さとなりました。これはまあ国全体ですけど。三重県におきましても56.17%となり、2017年執行されました前回の57%より低い投票率になりました。しかしながら、多気町におきましては61.89%になりまして、前回の61.62%は僅かではあ

りますけれども上回っております。内、多気地域が 58.97%、勢和地域が 68.12%でございます。

私は平成 30 年 9 月定例議会におきましても、本町の公職選挙の投票率向上への取り組み等について一般質問をいたしております。民主主義の根幹であります選挙投票の向上には、多気町の選挙管理委員会はもとより多気町の行政機関も当然ながら英知を結集して努力していただかなければならない。私はそんなふうに思っております。まず、このことを深く認識していただきまして、このことを選挙事務の執行を進めていただくというのが、まず大前提であります。

投票率の低下の理由につきましては、さまざまな要因があるというふうに思っておりますけれども、その一つとして政治に関心が無いことが最大の理由であるというふうに言われておりますけれども。私はもう一つ、高齢化によりましてですね、投票に行くことの交通手段、これも大きな要因だと実は思っているところでございます。特に地方では投票事務の効率化によりまして、投票所の少なさ、これはまあ都市部でもそうですけれども、すなわち投票所が非常に遠方になってきたと、いうふうなことの言われるような高齢者の声ですね非常に多く聞くようになってきたことであります。

そこで、1 番でございますけれども、本町の選挙管理委員会でもこのことについて、その対策など議論されていることと拝察をいたしますけれども、過去の公職選挙のことを踏まえて、どのような議論がされているのか、また前段で申し上げましたことについて、この認識など選挙管理担当書記の課長よりご答弁よろしくお願ひしたいとこんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 私のほうからお答えさせていただきます。投票率向上のため、全国各地でさまざまな施策がとられております。投票できる巡回バスの運行や選挙割、いわゆる投票された方を対象に店舗での割引や店舗で利用できる割引券の交付、そして商業施設や駅構内での期日前投票所の設置などが

実施されているという認識をしております。

そこで、当町においても委員会開催時などに他市町の施策を取り上げ、当町として実現可能かどうかを議論をしております。また、前段での投票率について衆院選においてはご指摘のとおり若干多気町としては上回っております。県内においても当町における投票率は上位にありますが、町議選や町長選に比べると低い水準でございます。国選や県選も同様に投票率向上に向けて、より一層周知啓発をしていかなければならないという認識は常に持つておるところでございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） 実は私も直接、選挙管理委員の方にもですね、前回のことがあった時にお話も申し上げたり、あるいは要請と言いますんかいろんなことやっていただきたいというふうなお話も直接いたしました。当時の委員長にもですねお会いをいたしまして、そういうふうなお話をいたしたところでありますけれども、この後、質問する内容にそういうことが入ってきます。

続きまして2番目に入ります。今回の衆議院議員選挙につきましては、若干の投票率の向上が見られましたけれども、私はこれはまあ一過性であるというふうに思っております。これはまあ候補者の問題とかですね、いろんな世論の動静、等々そういうことが向上に繋がったのではないかというふうに、私個人はそんなふうに思っておりますけれども。来年には、1月にはこの町長選挙、それから7月には町議会議員選挙、それから同じく7月には参議院議員選挙がおそらく執行されるだろうというふうに思っておりますけれども、まあこういうことが控えております。今回のように投票率の向上が見られると、これはもう到底私は断言できないというふうに思っております。

新聞報道などによりますと、一部自治体などでは今ご答弁ございましたけれども、商業施設内あるいは公共施設まあ市内のですね、公共施設内で期日前投票の開設、こういったことが取り組んでおられる市町も増加をしておるようで

ございます。また、前回の先般の選挙では、この岐阜県御嵩町あたりでは、この巡回車投票ですかね、こういうようなもん出して、例えばA字に3時間、B字へまた3時間、9時から12時まではそこ、あるいは2時間ずつですね、在所をこう巡ると、遠隔地の在所を巡るという形で、時間は2時間程度設定をして、巡回をして投票させる、というようなこともニュースでやっておりましたけれども。そういうふうな巡回車投票所の開設に取り組んでいるところもあるようでございます。

やはりこれは投票率向上って言いますか、非常にまあこの先進国の中でも非常に投票率が低い。日本は非常に低いというふうに言われておまして。そういうことこの民主主義の難しさと言いますか、まあそういう問題も絡めてですね、やっぱり投票率の向上というのはやっぱり民主主義の国である日本が目指すところであるというふうに私も思いますので、具体的なですね、今申し上げたような具体的なそういうお話も含めて、その選挙管理委員会の中で議論されておるのかですね、ただまあなっとかせないかんっていう議論だけで済んでおるのか、あるいは具体的にこういうことしてたらどうかっていうふうな具体策まで出して議論されておられるのかですね、そこら辺ぜひ伺いたいというふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 先ほどの回答の冒頭で少し触れましたように、委員会の開催時や事務局の中でも情報共有は行っております。当町としては駅構内での開催は現実的ではないと。実施をするならば、店舗での割引や割引券の交付、商業施設や巡回バスでの投票かというふうな議論をしておるところでございます。

一方、町営バスを利用するの期日前投票所への移動やでん多を利用するの現在の投票所への移動も投票率向上の1つの手段と考えております。いずれもまだ議論の段階でございます。検討段階というところでございます。以上でございます。

います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） ぜひですね、その議論を進めていただいて、具体的なやはり政策がとれる、あるいは具体的にやっぱり取り組んでいただくということが、まず第一歩だというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたい。先ほど申し上げましたけれども、この今、特に世界でもちょっと議論から外れますけれども、この専制主義対民主主義というふうなことが盛んに言われておりまして、やはりこの民主主義の生みの苦しみというのが、やはり評論家等も言っておりますけれど、やっぱり選挙あるいは多様な意見、こういうふうなことをどういうふうにまとめて、町あるいは市、国なり、動かしていくというのが非常に大事なところがあるというふうに思っておりますし、そのやっぱり根幹であるというのは、やっぱりまず、まず選挙、たくさんの方が参加をしていただく、政治参加をしていただく、この機会をできるだけやっぱりその実務を扱っていただく行政、それからまあそれを統括する選挙管理委員会の方にはですね、やはりその必要性を十分に感じていただくということが、私はまず大事だというふうに思いますし、私は以前に教育長の関係の教育の問題でもですね、直接私は教育委員さんそこ行きます。選挙管理の問題では直接私は委員に行って、そういうふうな小言をですね、堂々と私は申し上げてくるんです。それぐらいの気持ちで私はやっておりますんで。やはり当局のですね、やっぱりまず近々の課題ということで、早速にでも私は具体的な成果と言いますんか、結果をですね出すような形でやっぱり取り組みを進めていただきたいと。ここでの議論でやりとりだけではすな、やっぱり前に進まんというふうなことでありますので、ぜひ何か1つでも今よりまず一步ですね、進み出すようなことを取りいただきたいというふうに思います。よろしくお願いをしたいと思います。

それから、続きまして3番目の質問ですが、前回の質問でも取り上げました。とりわけ私は、この第1投票所管内のですね、高齢者の方々から非常に役場が

新しくなって、この高台にあるということもございまして、投票に行くことが困難になったと、よう行かんと言う方が非常に多い。まあお声を聞いたわけでございます。特にその免許証返納された方、あるいはご家族の中に車をもう所持されておられない、高齢者だけが住んでおられていう方ですね、その選挙に行く、あるいは歩いて行くということが非常に大変やというようなこと。例えば第1投票所ですと一番端っこやと3キロぐらいありますよね。相生神社の兄国のとこですと。それから相可高の前までそうですから、そういった方の高齢者が歩いて来いというのは非常に私は非現実的だというふうに思いますので。まあ他にもたくさん投票所ございますけれども、特にこの私は第1投票所がですね、非常に厳しい、高齢者にとっては厳しい環境にあるのではないかとこのように思っておりますので、こういうまあとこがあるわけでございます。

多気町にはこの後申し上げますけれども、22カ所の投票所が設置されますけれども。私はこの際ですね、投票所の見直しなど、こういった事もいっぺん議題に選挙を預かっておられる書記担当の総務課長あたりからですね、1つこういうまあお話も出ておるんやという1つのまあ政策提案て言いますか、そこへ1つ石を投げると言いますか、どういうふうなことに選挙管理委員の方が認識されておられるのかを含めて、そういうふうな問題提起をいっぺんしていただくことができやんかと。もちろん逆に簡素化してですね、今2箇所を1箇所にするとかそういう話も当然これはあり得る話で、今のこの投票所の割りをですね、いっぺん私は見直す必要があるんじゃないかなというふうな気持ちもございまして、そういったことについて、総務課長のご見解なり、あるいは今後その取り組む姿勢て言いますか、ぜひやりたいとかですね、あるいはどういうふうなお考えを持っておられるんか、ぜひここでお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 全町的な投票所の見直しについてもですね、委員会

開催時に議題として挙げた経緯がございます。ただ、具体的な方向性についてまでの結論には至っておりません。計画して議論をしていく案件ということは、委員以下事務局も同様に十分承知はしておるところでございます。今後については、まず事務局においてあらゆる案を模索することが重要と考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） ぜひ私はまあ、この増やすってということばかり私は申し上げておるわけではないので。この22箇所全体のその見直しと言いますか、先ほど申し上げましたように、これが例えば18になるとか、そういうことも含めて、いっぺんその投票所まで行く距離等を考えるとですね、私が知っとる範囲でも、他にもまあ佐奈のほうにも昔長谷の方は非常に遠方まで来んならんというところもございますし、いろんなどころがあると思うんです。そういったところのその見直しと言いますか、これから特にその高齢者が多い、足が無いというふうな状況が非常に多う考えられますので、そういったことも含めていっぺんやはり選挙管理委員の先生にはですね、ぜひ私はそういうようなこともご議論をいただきたい。それが不可能なら、町のマイクロバス等で巡回して、例えばA地区2時間、ここは2時間、ここ2時間というふうな特にその遠方にある地域ですね、出向くと、というようなことを実際やっておられるところがあるわけですから、そういったことも含めて見直しと含めてですね、そういった巡回車を出すということもぜひご議論をいただきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは最後の質問に入りますけれども。先ほど申し上げました、22箇所の投票所がございます。4年前の町議会議員選挙では、特にこの第1投票所内の、先ほど申し上げました非常にまあ高齢者の方がこの役場まで坂を上がって行くのはもう大変やということで、この地元の相可1区と2区の区長さんでございましてけれども、期日前の投票所をぜひ開設をして欲しい旨のお話がございます。

した。これ私もお手伝いをさせていただきましたけれども、その結果があのだJ Aの農協の購買の所へ一日だけではございましたけれども、期日前投票所が開設されました。こういうふうなことが前回はあったわけでございますけれども。

今後、他の地区も含めてですね、こういうふうなお話があった時の対応について、期間も非常に長くということはいろいろ物理的なものもあるでしょうから難しいとは思いますが、そういった前例が活かされるのか、あるいは今回もそういったことがあればですね、そのところには開設されるのか、あるいは他の地区でも大変やもんでどっかちょっと巡回でも来てもらうとかですね、今申し上げたようなことも含めて、何らかその地域からそういう要請行動があったらですね、応じていただけるのか、まあ非常に難しいとは思いますが、そういったことをぜひ私はまあ検討の1つの課題としてもあるように思っておりますので、ぜひこれを選挙管理委員会のほうへ提案をしていただくと。こういうようなこともご議論に加えていただきたい。もう町長選挙も近いのですね、おそらく1、2回開催されたんか、あるいは今後も町長選挙が終わるまでは数回おそらく選管も開催されると思いますので、その機会でも含めて、ぜひ私はこういったお話をさせていただきたいと思っておりますけど、そこらへん総務課長どうかお聞かせください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 臨時的期日前投票所につきましては、要望があれば都度検討はしたいと考えております。費用面、それから人的な確保、それから二重投票等の防止策など、そういった面を考慮の上、委員会のほうで判断していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） できるだけ一人でもですね多くの方がやっぱりこの選挙に来ていただくという状況を作っていただく。まずそういうふうなことが大前

提でありますので、ぜひ私はお願いをしたいというふうに思います。実は議会でも、議会改革特別委員会の中でもですね、地域の方と懇談する、意見交換をすると。これも広くやはり議会に関心を持っていただく、あるいは町政に関心を持っていただくというふうに、まあその一環なんです。だから、それも含めてやはり選挙に参加をするということは、やっぱり町政に関心を持っていただく。これでないと私は良い町にならん。町長がようお話されておる「ええまちづくり」って言いますんか。それにもですね、もう一部の者がしとると、俺らもう関係ないんや、知らん。あるいは今もちょっと同僚議員にもお話ししましたけれども、最近の YouTube 動画回数もですね、全部の別々の人が見ても 200 人に至っておらんのですわ。6人7人含めて。こういうふうな町政に全く関心が無いという状況が、どんどんどんどん私は進んでおるというふうに思います。したがって今度まあテレビ放映も無いということになりますと、さらに私は政治離れと言いますんか、町政に関心がない人が増えていくと。これは非常に私は悲しいことであるというふうに思っておりますので、この選挙も含めて、やはりそういうふうな政治、行政がやっておることに関心を持っていただくという事が必要だと思っておりますので、ぜひ選挙管理委員会でも今申し上げたいろんなことを具体的にですね、具体的にやっていただく議論をぜひ進めていただきたい。私らが、選挙を受ける身のもんが、あんまり選挙管理員さんにいろいろ申し上げるのはちょっと違うと思っておりますけれども、場合によっては私はお話を上がりたいと、こういうふうな意見があるという人に私は上がりたいと、私個人的にはそんなふうには思っておるぐらいですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。そのことで何かあればお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） ありがとうございます。具体的に地域の方々の声は何かございましたら、その都度報告いただければ我々もそれを参考にしながらいろんな施策が作れるのではないかなというふうに思いますので、よろしくお

願いたいと思います。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（前川 勝） 以上で坂井議員の一般質問を終わります。

以上で通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議はこれにて散会といたします。ご苦労様でした。

（ 12月14日11時29分 ）